

# 尼崎市住環境整備条例施行規則

## 開発基準・技術基準

令和 8 年 9 月

# 目 次

## 第 1 部 開 発 基 準（住環境整備条例施行規則第 5 条）

|       |                           |       |   |
|-------|---------------------------|-------|---|
| 第 1 章 | 道 路                       | 別表第 1 | 2 |
| 第 2 章 | 公 園                       | 〃 2   | 2 |
| 第 3 章 | 緑 地                       | 〃 3   | 3 |
| 第 4 章 | 排水施設                      | 〃 4   | 4 |
| 第 5 章 | 消防の用に供する施設                | 〃 5   | 4 |
| 第 6 章 | ごみ集積施設、自動車駐車場、自転車駐車場及び集会所 | 〃 6   | 5 |

## 第 2 部 技 術 基 準

|       |                      |    |
|-------|----------------------|----|
| 第 1 章 | 道 路                  | 18 |
| 第 2 章 | 公 園                  | 26 |
| 第 3 章 | 緑 地                  | 27 |
| 第 4 章 | 排水施設                 | 31 |
| 第 5 章 | 消防の用に供する施設           | 49 |
| 第 6 章 | ごみ集積施設、自動車駐車場、自転車駐車場 | 53 |

# 第 1 部      開   発   基   準

## 別表第 1

### 道路の開発基準

- 1 事業施行区域内の道路（建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、次表に定めるとおりとし、当該道路は、別に定める技術基準に従い整備すること。

| 予定建築物又は予定特定工作物                                                                                                                 | 道路の種類  | 道路の幅員                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------|
| 住宅又は住宅以外の建築物若しくは法第 4 条第 11 項に規定する第 1 種特定工作物（以下「第 1 種特定工作物」という。）でその敷地の面積が 1,000 平方メートル未満であるもの                                   | 一般区画道路 | 6 メートル以上                                 |
|                                                                                                                                | 主要区画道路 | 8 メートル以上                                 |
| 住宅以外の建築物若しくは第 1 種特定工作物でその敷地の面積が 1,000 平方メートル以上であるもの又は法第 4 条第 11 項に規定する第 2 種特定工作物                                               |        | 10 メートル（市長が別に定める基準に適合する場合にあっては 9 メートル）以上 |
| <p>摘要 一戸建ての住宅又は長屋を予定建築物とする場合において、主要な出入口が一般区画道路に面する住宅の戸数が 10 以下であるときにおける当該一般区画道路の幅員は、通行上支障がないと認められるときに限り、5 メートル以上とすることができる。</p> |        |                                          |

- 2 開発事業に関連して整備する事業施行区域外の道路の幅員、構造等については、市の将来計画に適合するよう市長と協議して定めること。

## 別表第 2

### 公園の開発基準

- 1 住宅を建築する事業（その施行区域の面積の合計が 3,000 平方メートル以上であるものに限る。以下この項において同じ。）を行うときは、当該施行区域内において、当該事業の各施行区域の面積に次表の左欄に掲げる人口密度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た面積を合計した面積（当該面積が 150 平方メートル未満であるときは、150 平方メートル）以上の用地を確保し、当該用地において、別に定める技術基準に従い公園を整備すること。この場合において、その整備される公園の 1 箇所当たりの面積は、150 平方メートル以上とすること。

| 人口密度                                                                                                                                                                                                                                                       | 割合                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 641 人未満                                                                                                                                                                                                                                                    | 100 分の 3（100 分の 1.5）    |
| 641 人以上 750 人未満                                                                                                                                                                                                                                            | 100 分の 3.5（100 分の 1.75） |
| 750 人以上 850 人未満                                                                                                                                                                                                                                            | 100 分の 4（100 分の 2）      |
| 850 人以上 950 人未満                                                                                                                                                                                                                                            | 100 分の 4.5（100 分の 2.25） |
| 950 人以上                                                                                                                                                                                                                                                    | 100 分の 5（100 分の 2.5）    |
| <p>摘要</p> <p>1 括弧内の割合は、土地区画整理事業の施行中又は施行済の区域内において住宅を建築する事業（地上階数が 5 以上であり、又は高さが 15 メートル以上である住宅の建築を含むものを除く。）を行う場合に確保すべき用地の面積の算定に適用する。</p> <p>2 「人口密度」とは、次の算式によって算定された人数をいう。</p> <p>〔算式〕</p> <p>人口密度＝（（算定戸数×3.2 人／戸）／住宅を建築する事業の各施行区域の面積（単位 平方メートル））×10,000</p> |                         |



- 2 前項の規定は、住宅を建築する事業（その施行区域の面積の合計が 3,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満であるものに限る。以下「特定住宅建築事業」という。）を行う場合において、その事業施行区域からの最短の歩行距離が 250 メートル以内である区域内に、次のいずれかに該当する 1 又は 2 以上の都市公園（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）（その出入口が当該区域内に存するものに限る。）でその敷地の面積の合計が 2,000 平方メートル以上であるものが存するときは、適用しない。
- (1) 尼崎市都市公園条例（昭和 33 年尼崎市条例第 17 号）第 1 条の 2 第 1 項第 2 号アからウまでのいずれかに該当する都市公園
  - (2) 尼崎市都市公園条例第 1 条の 2 第 1 項第 2 号エに該当する都市公園（主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とするものに限る。）

### 別表第 3

#### 緑地の開発基準

- 1 特定住宅建築事業を行う場合において、別表第 2 第 2 項の規定により同表第 1 項の規定が適用されないときは、当該特定住宅建築事業における各住宅の敷地内において、当該住宅の敷地の面積（一戸建ての住宅以外の住宅にあっては、当該住宅を建築する事業の各施行区域の面積）に次表の左欄に掲げる住宅の区分及び同表の中欄に掲げる区域の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た面積以上の用地を確保し、当該用地において、別に定める技術基準に従い緑地を整備すること。この場合において、その整備される緑地の面積は、第 6 項（第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により緑地が整備される場合における当該緑地の面積に含まれないものとする。

| 住宅               | 区域                                                                                                                                                        | 割合                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 一戸建ての住宅          | 本市の区域の全部                                                                                                                                                  | 100 分の 3                                                             |
| 一戸建ての住宅<br>以外の住宅 | 近隣商業地域（法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域をいう。以下同じ。）、商業地域（同号に規定する商業地域をいう。以下同じ。）又は第 5 項若しくは第 6 項（これらの規定を第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける事業が行われる区域（以下「特定区域」という。） | 別表第 2 第 1 項の表の左欄に掲げる人口密度（同法適用 2 に規定する人口密度をいう。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合 |
|                  | 近隣商業地域、商業地域及び特定区域以外の区域                                                                                                                                    | 100 分の 10                                                            |

- 2 前項の規定は、特定住宅建築事業について同項の規定により緑地を整備すべき場合において、当該特定住宅建築事業の施行者以外の者が当該特定住宅建築事業の施行区域内において住宅を建築する事業を行うときについて準用する。この場合において、同項中「当該特定住宅建築事業」とあるのは、「特定住宅建築事業の施行区域内において住宅を建築する事業」と読み替えるものとする。
- 3 近隣商業地域及び商業地域以外の区域内の事業施行区域（その面積が 500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満であるものに限る。）内において共同住宅を建築する事業（第 5 項又は第 6 項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）を行うときは、当該事業における各共同住宅の敷地内において、当該事業の各施行区域の面積に 100 分の 5 を乗じて得た面積以上の用地を確保し、当該用地において、別に定める技術基準に従い緑地を整備すること。
- 4 近隣商業地域及び商業地域以外の区域内の事業施行区域（その面積が 500 平方メートル以上であるものに限る。以下この項において同じ。）内において住宅以外の建築物を建築する事

業を行うときは、当該事業における各建築物の敷地内において、当該事業の各施行区域の面積に次表の左欄に掲げる事業施行区域の面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た面積以上の用地を確保し、当該用地において、別に定める技術基準に従い緑地を整備すること。

| 事業施行区域の面積      | 割合        |
|----------------|-----------|
| 3,000 平方メートル未満 | 100 分の 5  |
| 3,000 平方メートル以上 | 100 分の 10 |

- 5 工業地域（平成 22 年尼崎市告示第 1 号に定める住工共存型特別工業地区及び令和元年尼崎市告示第 110 号に定める都市機能誘導特別用途地区の区域を除く。）内又は準工業地域のうち市長が別に定める区域内において共同住宅を建築する事業（建替えを目的とするもの及び市長が別に定める基準に適合するものを除く。以下この表において同じ。）を行うときは、当該事業における各共同住宅の敷地の境界に沿ってその外側に、幅員が 6 メートル以上であり、かつ、当該事業の各施行区域の面積に 100 分の 25 を乗じて得た面積以上の用地を確保し、当該用地において、別に定める技術基準に従い緩衝帯としての緑地を整備すること。この場合において、その整備される緑地の敷地は、当該共同住宅の敷地に含まれないものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、地区計画その他市長が定めるまちづくりの計画において住宅及び工場が周辺と調和して共存することを目指す土地利用方針が定められた区域内において共同住宅を建築する事業を行うときは、当該事業における各共同住宅の敷地の境界に沿ってその内側に、同項に規定する要件に該当する用地を確保し、当該用地において、別に定める技術基準に従い緩衝帯としての緑地を整備すること。この場合において、その整備される緑地の敷地は、当該共同住宅の敷地に含めることができる。
- 7 前 2 項の規定は、一戸建ての住宅及び長屋について準用する。この場合において、第 5 項中「共同住宅を」とあるのは「一戸建ての住宅又は長屋を」と、「における各共同住宅の敷地」とあるのは「の施行区域」と、「外側」とあるのは「内側」と、「当該事業の各」とあるのは「当該」と、「当該共同住宅」とあるのは「当該一戸建ての住宅又は長屋」と、「における各共同住宅の敷地」とあるのは「の施行区域」と、「当該共同住宅」とあるのは「当該一戸建ての住宅又は長屋」と読み替えるものとする。

#### 別表第 4

##### 排水施設の開発基準

事業施行区域内に設置する排水施設は、別に定める技術基準に従い整備するほか、次の各号に掲げるところにより整備すること。

- (1) 排水施設は、当該事業施行区域の面積、計画人口、当該事業施行区域及びその周辺の土地の地形又は地盤、土地利用状況等を考慮した規模及び構造のものとし、想定される汚水及び雨水を支障なく処理することができる能力を有するものとする。
- (2) 排水施設を当該事業施行区域外の排水施設に接続させる場合は、その接続先の排水施設の処理能力、利水の状況等を考慮し、必要に応じ、汚水及び雨水を適切に処理することができるよう水利関係者等と調整をしたうえで接続させること。
- (3) 排水施設からの汚水及び雨水の流入又は放流が、その流入先又は放流先の下水道施設、河川等の処理能力等を考慮し困難であると認められるときは、当該事業施行区域の規模に応じて雨水抑制施設を設置すること。

#### 別表第 5

##### 消防の用に供する施設の開発基準

##### 1 消防用水利施設の設置

開発事業を行うときは、次表の左欄に掲げる開発事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる消防用水利施設を、同表の右欄に掲げる戸数以上設置し、別に定める技術基準に従い整

備すること。

| 開発事業                                                              | 消防用水利施設   | 個数 |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|----|
| (1) 事業施行区域の面積が 500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満である開発事業（次号アに該当するものを除く。） | 防火水槽又は消火栓 | 1  |
| (2) 次に掲げる開発事業                                                     | 防火水槽      | 1  |
| ア 次のいずれかに該当する建築物を建築する事業（次号に該当するものを除く。）                            | 消火栓       | 1  |
| (イ) 地上階数が 5 以上で延べ面積が 3,000 平方メートル以上である建築物                         |           |    |
| (ロ) 高さが 15 メートル以上で延べ面積が 3,000 平方メートル以上である建築物                      |           |    |
| (ハ) 住戸の数が 60 以上である共同住宅                                            |           |    |
| イ 事業施行区域の面積が 3,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満である開発事業                |           |    |
| (3) 事業施行地積が 10,000 平方メートル以上の開発事業                                  | 防火水槽      | 2  |
|                                                                   | 消火栓       | 1  |

## 2 消防の用に供する通路の確保

開発事業を行うときは、消防活動を行うにあたり必要とされる通路を確保し、別に定める技術基準に従い整備すること。

## 別表第 6

### ごみ集積施設、自動車駐車場、自転車駐車場及び集会所の開発基準

#### 1 ごみ集積施設の設置

共同住宅を建築する事業を行うときは、ごみ集積施設を設置し、別に定める技術基準に従い整備すること。

#### 2 自動車駐車場の設置

(1) 住戸の数が 10 以上である共同住宅（以下「特定共同住宅」という。）を建築する事業を行うときは、計画戸数に 2 分の 1 を乗じて得た数に相当する台数以上の自動車の収容能力を有する自動車駐車場を設置するよう努めること。ただし、近隣商業地域及び商業地域以外の区域内において当該事業を行うときは、当該事業の施行区域内に設置するよう努めるものとし、その収容能力は市長と協議して定めること。

(2) 別に定めがある場合を除き、特定共同住宅以外の建築物を建築する事業を行うときは、当該事業の目的及び規模、当該事業の施行区域の周辺の状況等を考慮し、住環境に支障が生じることがないように相当な収容能力を有する自動車駐車場を設置するよう努めること。

#### 3 自転車駐車場の設置

(1) 共同住宅を建築する事業を行うときは、計画戸数、部屋の間取り、想定される入居者層等を考慮して住環境に支障が生じることがないように相当な収容能力を有する自転車駐車場（当該計画戸数に相当する台数以上の自転車の収容能力を有するものに限る。）を設置し、別に定める技術基準に従い整備すること。

(2) 別に定めがある場合を除き、共同住宅以外の建築物を建築する事業を行うときは、当該事業の目的及び規模、当該事業の施行区域の周辺の状況等を考慮し、住環境に支障が生じることがないように相当な収容能力を有する自転車駐車場を設置するよう努めること。

#### 4 集会所の設置

住宅を建築する事業を行うときは、次表の左欄に掲げる計画戸数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる床面積以上の集会所を設置するよう努めること。

| 計画戸数            | 床面積           |
|-----------------|---------------|
| 50 戸以上 100 戸未満  | 50 平方メートル     |
| 100 戸以上 300 戸未満 | 70 平方メートル     |
| 300 戸以上         | 市長と協議して定める床面積 |

## 別表第3の市長が別に定める地域等

### □ 住工共存型特別工業地区

この地域内において住宅を建築する場合、別表第3第5項（第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する緩衝緑地帯を整備する必要はありません。

### □ 準工業地域内の工業系指向地域

この地域内において住宅を建築する場合は、敷地の周囲に別表第3第5項（第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する緩衝緑地帯を整備する必要があります。

- 1 田能6丁目（一部を除く。）
- 2 南初島町、北初島町、東初島町

### □ 特例措置制度適用地区

この地域内において住宅を建築する場合は、市長が別に定める技術基準が適用されます。

|   |             |   |             |
|---|-------------|---|-------------|
| ① | 猪名寺2丁目20番地区 | ⑥ | 道意町6丁目地区    |
| ② | 御園1・2丁目地区   | ⑦ | 南初島町地区      |
| ③ | 南塚口町4丁目地区   | ⑧ | 猪名寺2丁目17番地区 |
| ④ | 西長洲町1丁目地区   | ⑨ | 戸ノ内町6丁目地区   |
| ⑤ | 西長洲町2丁目地区   | ⑩ | 元浜町1丁目地区    |

## 特例措置制度適用地区に適用される技術基準

- 1 住宅の開発事業を行なう区域の面積が1,000平方メートル以下であること。
- 2 軒の高さが15メートル以下であること。
- 3 斜線制限、高度地区、日影基準については、第1種住居地域の基準に適用すること。
- 4 住宅の居室の外壁の開口部には、防音サッシ（JIS規格T-1等級同等以上の遮音性能を有するもの又は二重サッシ（ガラス厚5ミリメートル以上）を設置すること。

ただし、住宅を建築する敷地の各境界から、周囲50メートル以内に既存の工場や作業場がない場合、並びに、当該特例地区及び住工共存型特別工業地区を除く工業地域との区域界から50メートル以上離れている場合はこの基準は適用しない。

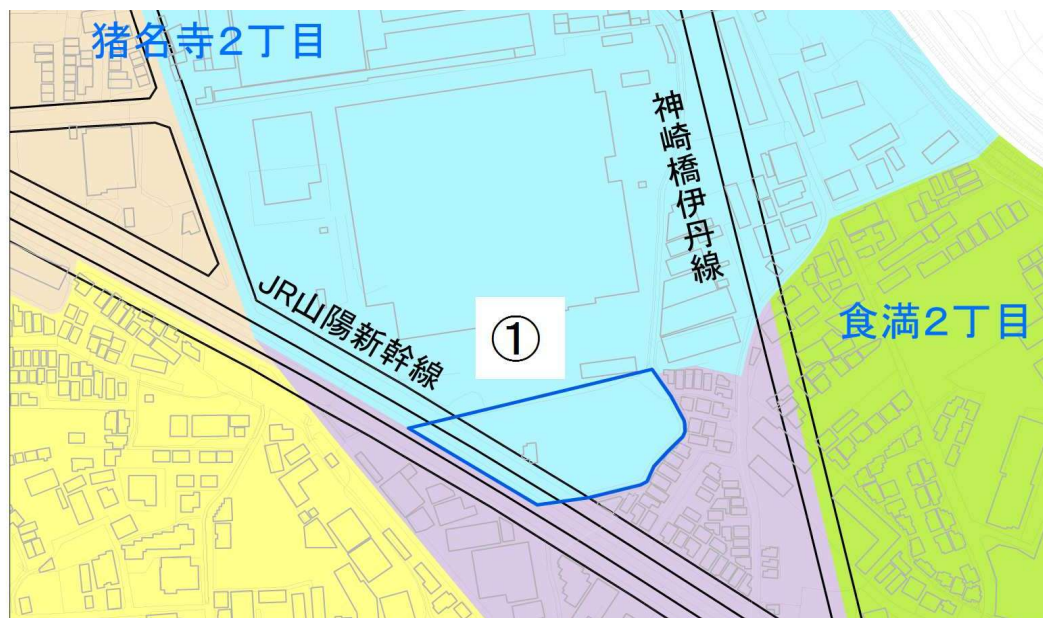


※ 工業系指向地域の詳しい位置については、尼崎市公式ホームページに掲載している「尼崎市都市計画図・地形図」をご確認ください。

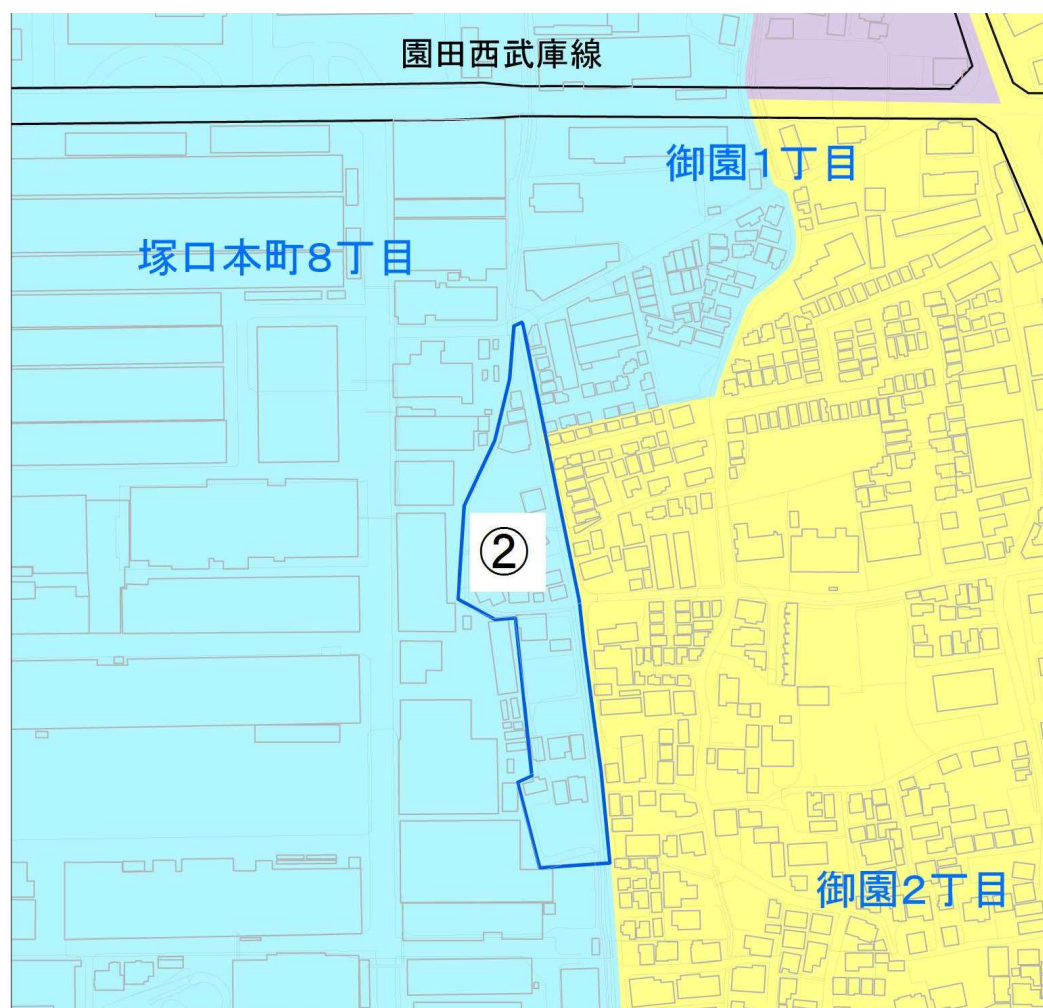


特例措置制度適用地区詳細位置図

① 猪名寺 2 丁目 20 番地区



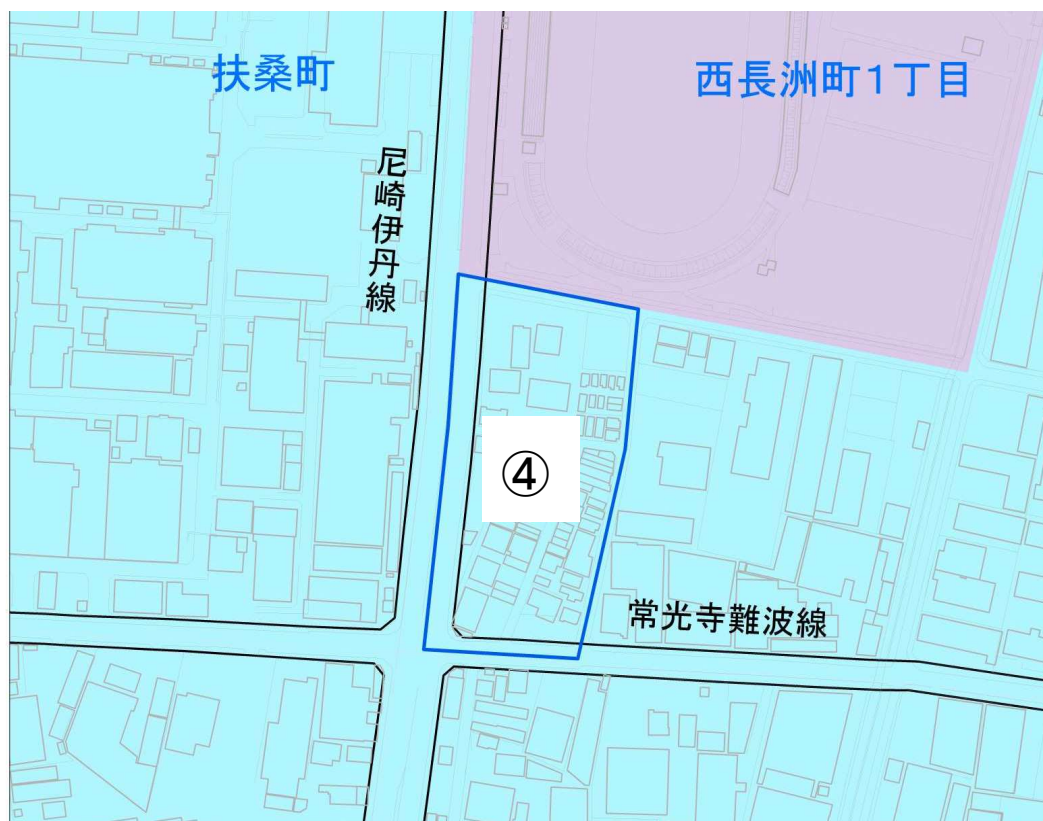
② 御園 1・2 丁目地区



③ 南塚口町 4 丁目地区

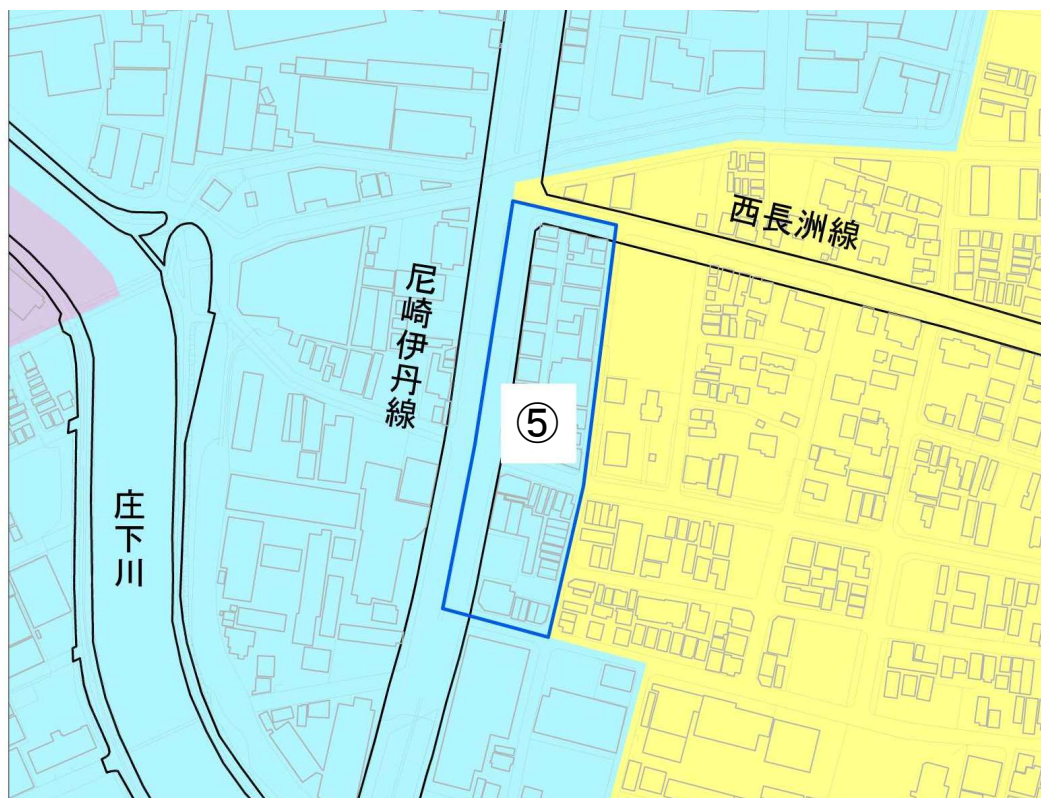


④ 西長洲 1 丁目地区

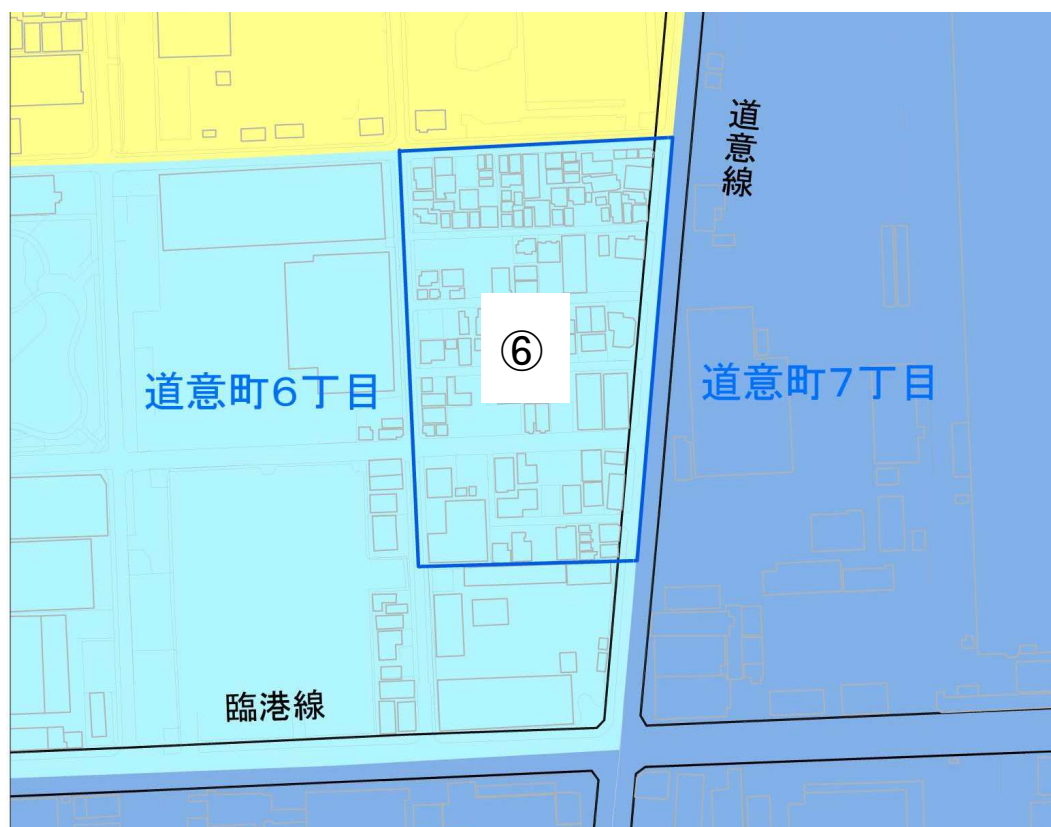




⑤ 西長洲 2 丁目地区



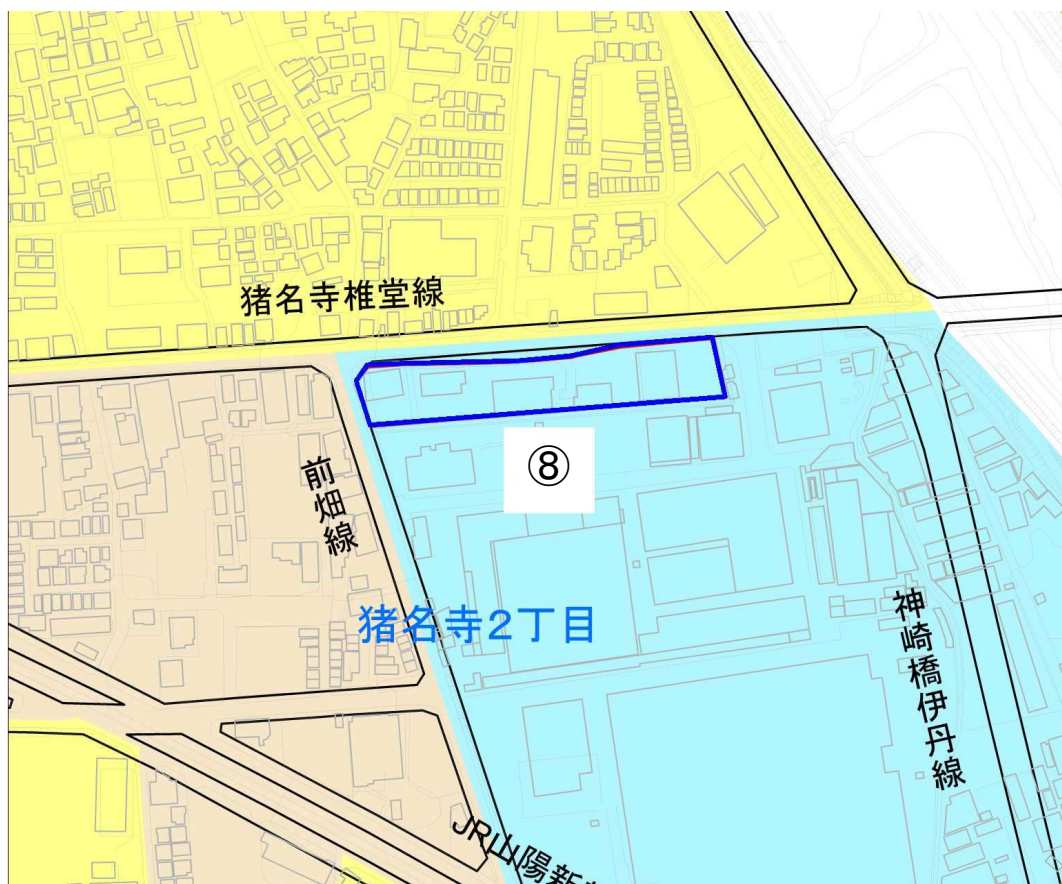
⑥ 道意町 6 丁目地区



⑦ 南初島町地区

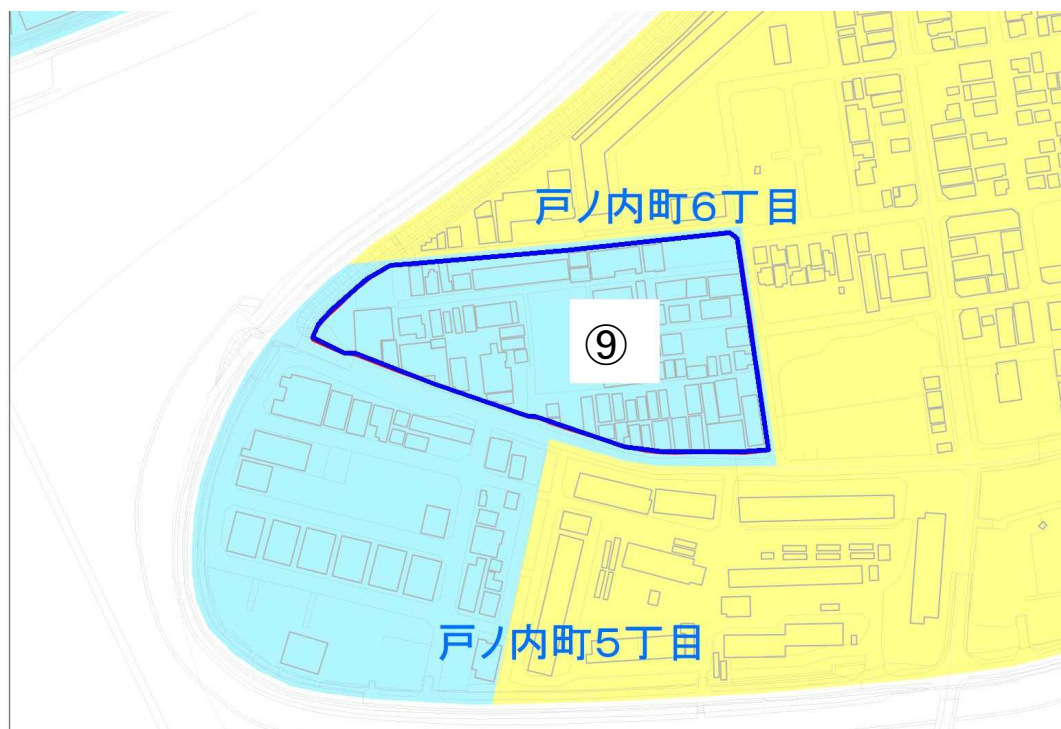


⑧ 猪名寺 2 丁目 17 番地区

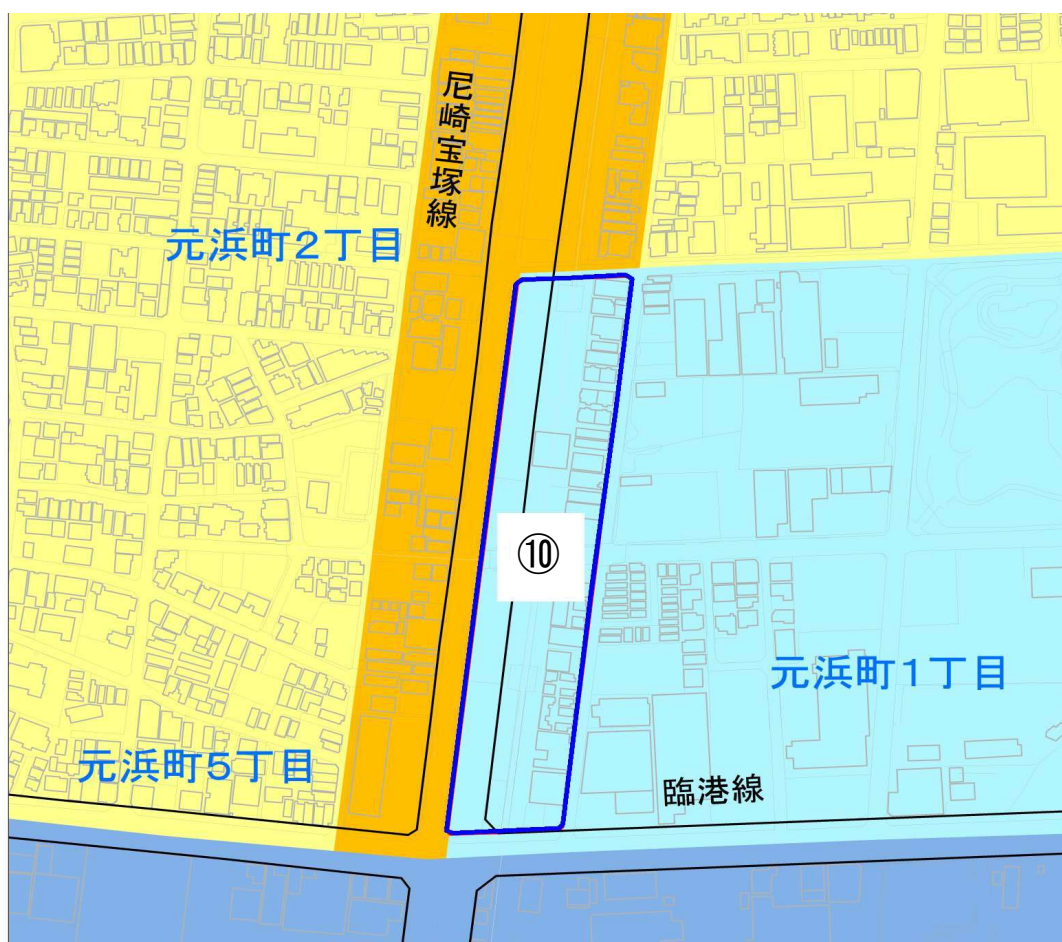




⑨ 戸ノ内町 6 丁目地区



⑩ 元浜町 1 丁目地区





## 第 2 部      技   術   基   準

# 第1章 道 路

## 1 道路の設計

- (1) 道路は都市計画に定められた道路および開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外の道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。・・・(都市計画法施行令第25条第1項)
- (2) 開発区域内に設置する道路は、開発区域外の公道で、車両の通行が通常支障なく行われ得る幅員を有するものに接すること。
- (3) 道路の設置にあたっては、原則として袋路状、階段状としないこと。
- (4) 開発事業が接する既存道路(公道)についても、この技術基準に従い整備を行うこと。
- (5) 歩道のない道路が交差する箇所、もしくは接続する箇所または歩道のない道路の曲がり角には、隅切りを設けること。

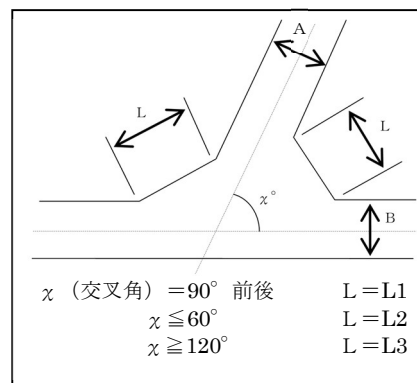
開発区域内に設置する道路の交叉角は、可能な限り直角に近い角度とすること。

隅切りは二等辺三角形とし、隅切り長は交差する道路幅員により次表のとおりとすること。

また、都市計画法第29条の開発行為の許可に関する開発事業の場合は、歩道がある道路であっても、歩行者の安全を考慮し3m以上の隅切りを設けること。

ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

| 隅切り長 |    |                |     |     |     |    |    |    |    |
|------|----|----------------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|      |    | 上段 交叉角 90° 前後  |     |     |     |    |    |    |    |
|      |    | 中段 交叉角 60° 以下  |     |     |     |    |    |    |    |
|      |    | 下段 交叉角 120° 以上 |     |     |     |    |    |    |    |
| 道路幅員 | A  | 20m            | 15m | 12m | 10m | 8m | 6m | 5m | 4m |
| B    |    |                |     |     |     |    |    |    |    |
| 20m  | 10 |                |     |     |     |    |    |    |    |
|      | L1 | 8              | 6   | 5   | 5   | 5  |    |    |    |
|      | 12 | 10             | 8   | 6   | 6   | 6  |    |    |    |
|      | L2 | 6              | 5   | 4   | 4   | 4  |    |    |    |
| 15m  | 8  |                |     |     |     |    |    |    |    |
|      | L1 | 8              | 6   | 5   | 5   | 5  |    |    |    |
|      | 10 | 10             | 8   | 6   | 6   | 6  |    |    |    |
|      | L2 | 6              | 5   | 4   | 4   | 4  |    |    |    |
| 12m  | 6  |                |     |     |     |    |    |    |    |
|      | L1 | 6              | 5   | 4   | 4   | 4  |    |    |    |
|      | 8  | 8              | 6   | 5   | 5   | 5  |    |    |    |
|      | L2 | 5              | 4   | 3   | 3   | 3  |    |    |    |
| 10m  | 5  |                |     |     |     |    |    |    |    |
|      | L1 | 5              | 4   | 3   | 3   | 3  | 4  | 3  |    |
|      | 6  | 6              | 5   | 4   | 4   | 4  | 5  | 4  |    |
|      | L2 | 4              | 3   | 2   | 2   | 2  | 4  | 3  |    |
| 8m   | 5  |                |     |     |     |    |    |    |    |
|      | L1 | 5              | 4   | 3   | 3   | 3  | 4  | 3  |    |
|      | 6  | 6              | 5   | 4   | 4   | 4  | 5  | 4  |    |
|      | L2 | 4              | 3   | 2   | 2   | 2  | 4  | 3  |    |
| 6m   | 5  |                |     |     |     |    |    |    |    |
|      | L1 | 5              | 4   | 3   | 3   | 3  | 4  | 3  |    |
|      | 6  | 6              | 5   | 4   | 4   | 4  | 5  | 4  |    |
|      | L2 | 4              | 3   | 2   | 2   | 2  | 4  | 3  |    |
| 5m   |    |                |     |     |     |    |    |    |    |
|      | L1 |                |     |     | 4   | 4  | 4  | 4  | 3  |
|      |    |                |     |     | 5   | 5  | 5  | 5  | 4  |
|      | L2 |                |     |     | 4   | 4  | 4  | 4  | 3  |
| 4m   |    |                |     |     |     |    |    |    |    |
|      | L1 |                |     |     | 3   | 3  | 3  | 3  | 3  |
|      |    |                |     |     | 4   | 4  | 4  | 4  | 4  |
|      | L2 |                |     |     | 3   | 3  | 3  | 3  | 3  |



- (6) 建築基準法第42条第1項第5号により築造される道路については、別に定めるところによる。

- (7) 建築基準法第 42 条第 2 項に基づき道路後退する場合は、その後退線を明確にする側溝、集水桝及び取付管等（以下、「道路排水施設」という）を開発事業者負担にて設置すること。後退していない既存の道路排水施設がある場合は後退線へ付け替えるものとする。なお、道路排水施設の維持管理は土地所有者が行うこと。基準にあつては「**2 道路の構造**」の道路排水施設の標準構造図を原則とし、また、後退部分の道路舗装についてはアスファルトを原則とする。ただし、現地の状況によりそれが困難な場合には市と協議のうえ決定する。
- (8) 建築基準法第 42 条第 2 項に基づき後退した部分が接する道路、水路等の安全確保について、開発事業者は土地所有者と協議の上、開発事業者の負担にて改築等の安全対策（道路排水施設等も含む）を実施すること。なお、安全確保の措置のために後退した部分に設置したものは土地所有者が管理すること。
- (9) 建築基準法第 42 条第 2 項に基づく道路後退等によって、電柱等の位置が道路端でなくなる場合は、電柱等の移設について関西電力や N T T 等の管理者と協議すること。
- (10) 開発区域内に都市計画法第 20 条に定める手続きが完了した道路がある場合は、都市計画法の規定によるほか、その土地利用については市と協議すること。計画変更がある場合についても同様とする。

## 2 道路の構造

道路の設計に際して構造計算に用いる基準等は、関係法令はもとより道路関係学会、協会等の示方書・指針等によるものとし、計算書にはその出典を明らかにすること。

- (1) 道路舗装の設計条件（設計期間、計画交通量、使用材料等）については、市と協議のうえ決定すること。なお、歩道舗装（車両乗入部を除く。）については、透水性舗装を基本する。ただし、透水性舗装の範囲については別途協議のこと。
- (2) 道路には雨水を有効に排出するための道路排水施設（図 2-1 ～ 6）を設置するものとする。  
なお、設置する構造物の種類・形状寸法等は、市の指示・指導に従うこと。（図 2-1 ～ 6）
- (3) 道路照明施設は、夜間の道路利用者の安全を確保し、まちの美観を高めるため、カーブの外側、折れ点等、市の指示する箇所に 市の指定する街路灯を設置すること。



## 道路排水施設の標準構造図

### ① U型側溝 （下水施設が分流式の地域）

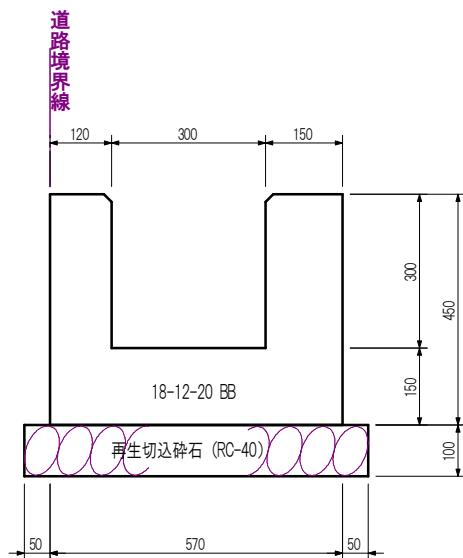


図 2 - 1

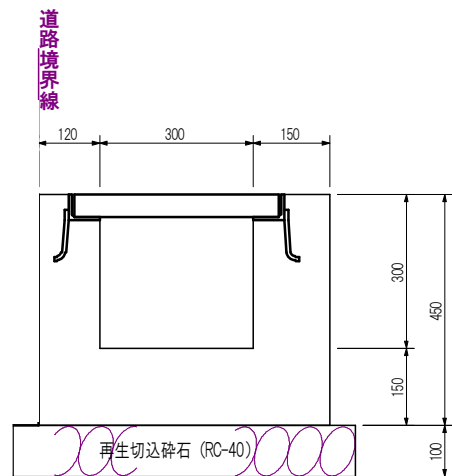


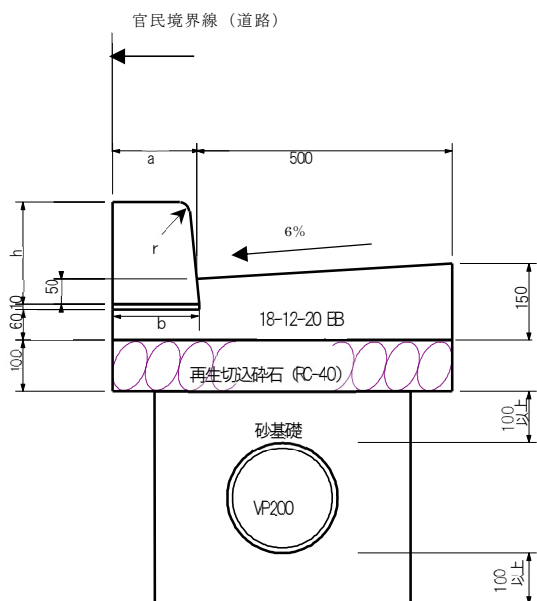
図 2 - 2

道路から敷地内への出入りのため、U型側溝に蓋の設置が必要となる場合には、受枠付グレーチング蓋に限り、その設置を承認するものとする。（上記図 2 - 2 参照）

その場合において、設置したグレーチング蓋の維持、管理ならびにその設置に起因する事故の責任等は、すべて設置者が負うこととなるため、設置場所・側溝幅に応じた適正な形状・強度のものを選定すること。また、必要に応じて細目・滑り止めタイプを設置可能とする。

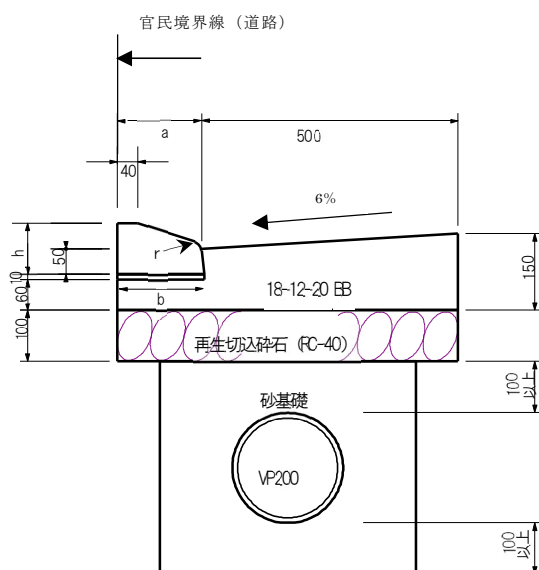
（車道部および歩道の車両乗入部には、車両重量に応じた耐荷重以上の製品を利用すること。）

② L型街渠（基本、下水施設が合流式の地域でかつ既設U型側溝が農業用水として利用がない地域）



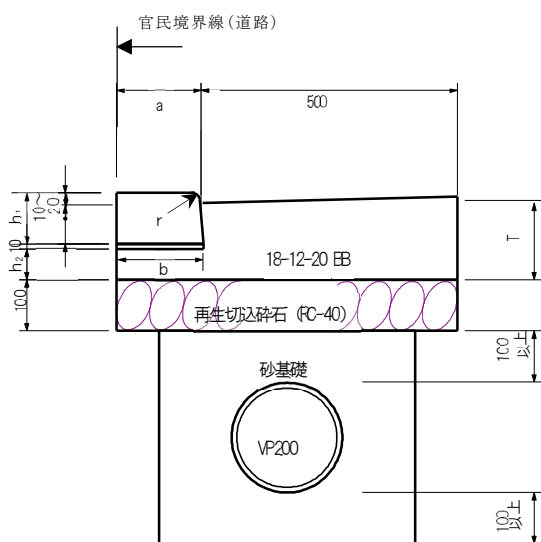
| 歩車道境界 | 寸法(単位mm) |     |     |    |
|-------|----------|-----|-----|----|
| ブロック  | a        | b   | h   | r  |
| A 型   | 150      | 170 | 200 | 20 |
| B 型   | 180      | 205 | 250 | 30 |

図 2 - 3（一般部）



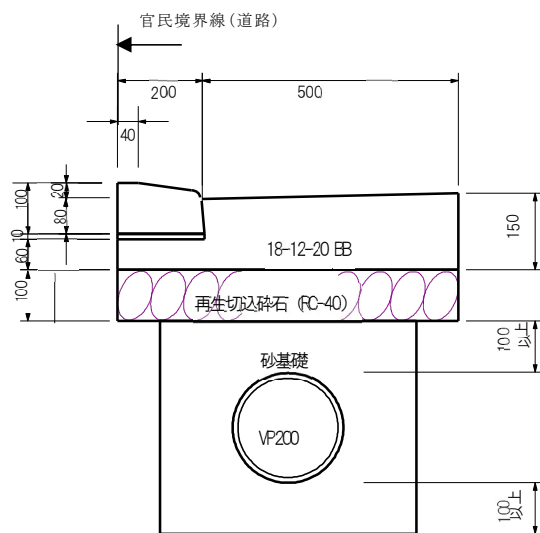
| 歩車道境界 | 寸法(単位mm) |     |     |    |
|-------|----------|-----|-----|----|
| ブロック  | a        | b   | h   | r  |
| A 型   | 165      | 170 | 100 | 10 |
| B 型   | 200      | 205 | 100 | 10 |

図 2 - 4（車両乗入部）



| 歩車道境界 | 寸法(単位mm) |     |                |                |    |     |
|-------|----------|-----|----------------|----------------|----|-----|
| ブロック  | a        | b   | h <sub>1</sub> | h <sub>2</sub> | r  | T   |
| A 型   | 150      | 160 | 100            | 60             | 20 | 150 |
| B 型   | 180      | 195 | 150            | 110            | 30 | 200 |

図 2 - 5（車いす等乗入用）



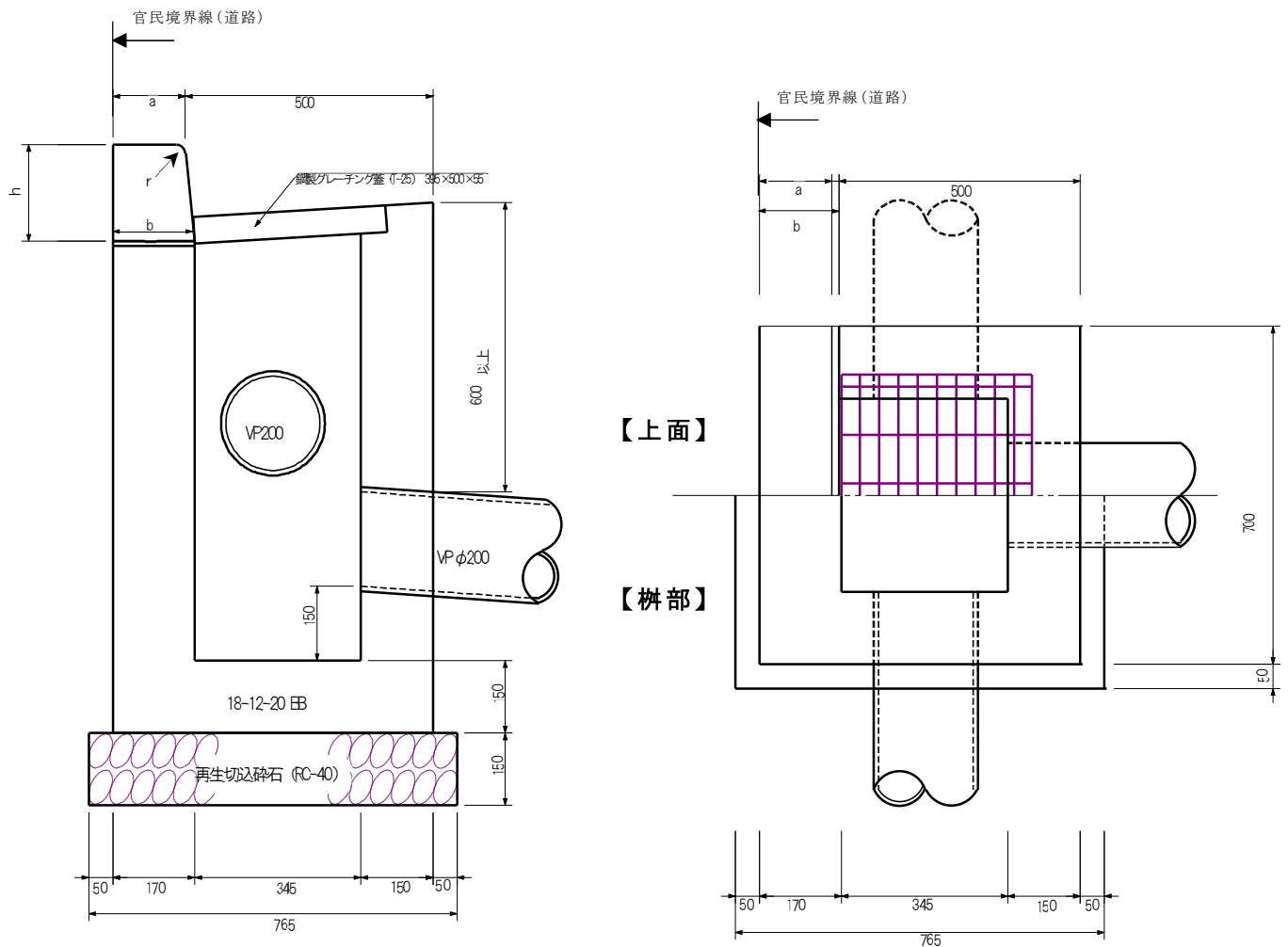
※神戸市バリアフリーと同等品以上のものを使用のこと。（注：色なしを使用のこと。）

図 2 - 6（バリアフリー切下げ用）

| 交通量区分                               | (旧)交通量の区分 | 大型車交通量(台/日・一方向) | 使用縁石 |
|-------------------------------------|-----------|-----------------|------|
| N <sub>1</sub> 交通～N <sub>4</sub> 交通 | A 交通      | 0 以上、250 未満     | A 型  |
| N <sub>5</sub> 交通                   | B 交通      | 250 以上、1000 未満  | B 型  |

※歩車道境界ブロックの使い分けについては、既設道路の場合は現場と動揺のものを使用のこと。新設道路の場合は上記の表を参照すること。

### ③ 街渠集水枡



※街渠集水枡に使用する縁石の種類については図 2-3～図 2-6 を参照のこと。

※コンクリート構造物の水セメント比は無筋コンクリートは 55 以下、鉄筋コンクリートは 60 以下とする。

備考 1 取付管は VP φ 200 mm 管を使用すること。

2 集水枡の設置間隔は 5m 間隔を基本とする。但し、道路土工要綱共通編第 2 章排水の基準により計算した場合は、別途協議を行う。

3 L 型街渠改築区間の起終点、折れ点に街渠集水枡を配置すること。

4 集水枡 4～5 ヶ所毎に公共下水へ接続すること。

5 隣地に側溝があれば、その側溝と集水枡は接続すること。

### 3 車両出入口

- (1) 道路からの車両出入口は、原則として1敷地1箇所を標準とする。また、車両出入口の幅は、下の表に定めるとおりとする。

| 対 象       | 車両出入口の幅 |
|-----------|---------|
| 小型自動車・駐車場 | 4～6 m   |
| 大型自動車     | 6～8 m   |

- (2) 道路からの車両出入口は、原則として次に定める位置には設置しないこと。
- ① 横断歩道の中及び前後または停止線から5 m以内の部分。
  - ② バス停留所の中、但しバス停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各10 m以内の部分。
  - ③ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5 m以内の部分。
  - ④ 交差点の中及び交差点の側端または道路の曲がり角（隅切りがある場合にはその隅切りの端部）から5 m以内の部分。但しT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
  - ⑤ 消火栓、火災報知器または踏切の側端から5 m以内の部分
  - ⑥ バス停車帯の部分
  - ⑦ 橋（下部工等の影響範囲を含む）の部分
- (3) 民地が歩道に接する場合の車両出入口の標準の構造は、図3によるものとする。
- (4) 車両出入口の舗装構成は、歩道一般部の舗装構成と乗入する車両によって別に定める。
- (5) 大型店舗・コンビニ・給油所等について、車両が車両出入口以外から出入りできないように、敷地内に車止めのブロック等を設けること。
- (6) 既設の車両出入口が不要となる場合は、原形に復旧すること。

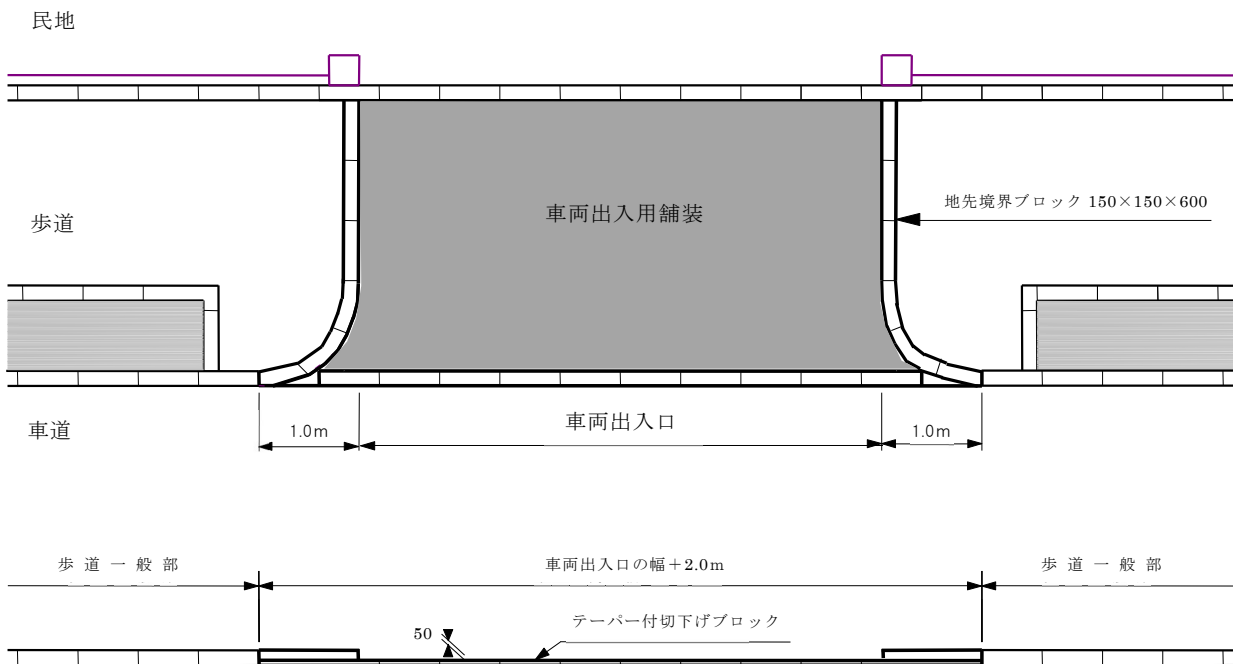


図 3

## 4 道路占用

道路占用とは、既設の道路及び開発事業により設置される道路に設けられるもの（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項各号に定められた物件等）で継続して道路を使用する行為のこと（以下「占用」という。）をいう。

(1) 道路を占用する場合においては、道路法及び尼崎市地下埋設基準によるものとし、次に定める位置には原則として道路の附属物（道路法第 2 条第 2 項 1 ～ 4 号までの設備又は工作物を除く。）を設置しないこと。

- ① 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分
- ② 横断歩道の側端から 5 m 以内の部分
- ③ バス停留所を表示する標示柱の位置から 5 m 以内の部分
- ④ 消火栓、火災報知器又は踏切の側端から 5 m 以内の部分
- ⑤ 道路標識から 5 m 以内の部分

(2) 道路を横断して占用物件を設置する場合、当該占用物件等の位置は、原則として道路の中心線に対して 90 度の角度を保つようにすること。ただし、道路の構造その他の占用物件の位置等により、これによりがたいときは、市と協議すること。

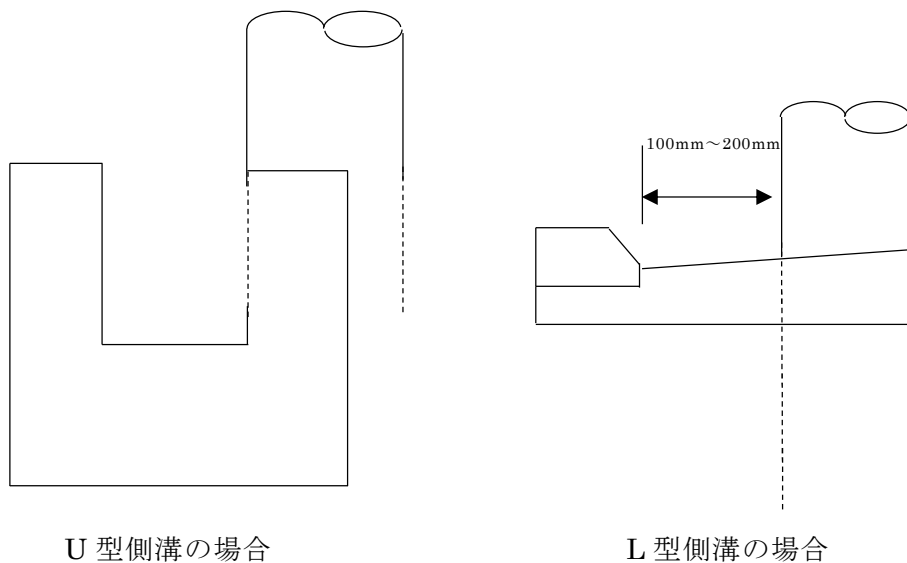
(3) 設置位置

- ① 電柱に類する工作物（以下「電柱」という。）の占用は、図 4－1 によるものとする。
- ② 電柱は、原則として道路の同一側に設けること。

歩道を有しない道路で占用しようとする場合、その反対側に他の占用物件がある場合においては、同一路側での距離を 8 m 以上確保すること（図 4－2 参照）。

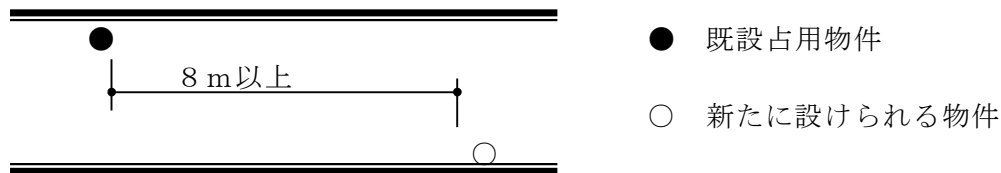
ただし、道路が交差し、又は屈曲する場所においては、この限りでない。

図 4－1



ただし、歩道を有する場合においては、歩道（自転車歩行道を含む。）内の車道寄りを原則とする。

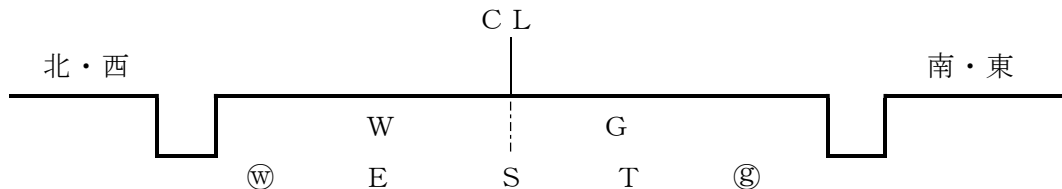
図 4 - 2



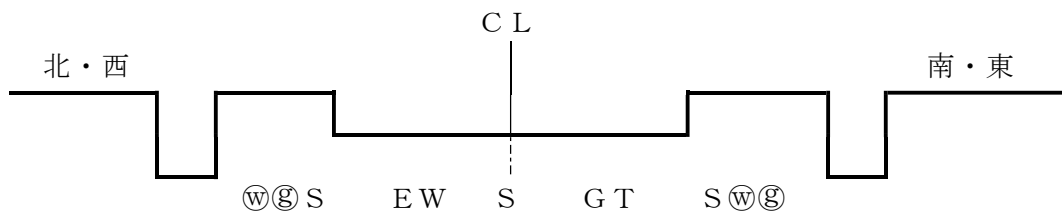
③ 地下埋設物は図 4 - 3 によるものとし、これに適合しないものは、市と協議すること。

図 4 - 3

ア 歩車道区別のない道路



イ 歩車道区別のある道路



凡 例

| 地下管線路種別 | 水道管 | 下水道管 | ガス管 | 地下線路<br>(NTT) | 地下電線<br>(関電) |
|---------|-----|------|-----|---------------|--------------|
| 本 線     | W   | S    | G   | T             | E            |
| 支 線     | Ⓜ   |      | ⓐ   |               |              |

④ 下水道本管について、規定の埋設位置（深さ）で設置が困難な場合には、関係する下水道部局と管種と管径及び保護の方法について別途協議すること。

⑤ 地下埋設物の本管や縦断的な占用管について、埋設テープを設置すること。また、やむを得ず浅埋（埋設深さ 0.6m 未満）となる場合も埋設テープを設置すること。

## 5 その他

- (1) 宅地内の排水（汚水、家庭雑排水、雨水）は、原則として道路構造物に排出してはならない。
- (2) 私道（建築基準法第 42 条第 1 項第 2 号及び第 1 項第 5 号に規定する道路をいう。）を新たに築造する開発の場合、敷地（門柱等）に照明の設置に努めること。
- (3) 建築基準法上の道路による交差点において、道路境界線をもとに道路の隅切りと同様の見通し空間（二等辺三角形の底辺部分が 2m になる空間）を必要に応じて設けること。なお、当該部分が自主管理の場合は、敷地に含めることができる。



## 第 2 章 公 園

### 1 配置計画の基本

公園は、開発区域の規模・形状・土地の地形及び周辺の状況を勘案し、安全かつ快適な場として有効利用が図れるように配置しなければならない。

### 2 施設計画

- (1) 公園には、開発区域の土地利用及び周辺の状況等を勘案し、遊戯施設、休養施設、修景施設等の公園施設を適切に配置すること。
- (2) 公園の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合は、2カ所以上の出入口を設置すること。
- (3) 公園の出入口は、すべて公道に面していることを原則とする。
- (4) 公園の敷地は、極端に細長いものなど異形な形状でなく、公園施設が有効に配置できる形状であること。
- (5) 公園の隣接地境界には、境界標を設置すること。
- (6) 公園の隣接地境界上には、柵又はフェンス等を設置し、特に道路・水路等に面する場合は安全の確保を図る措置をすること。
- (7) 雨水貯留浸透施設を設けるよう努めること。
- (8) その他詳細については、別に定めるところとする。

## 第3章 緑 地

### 1 緑地の位置

- (1) 緑地は、可能な限り公道に面した箇所に設置すること。
- (2) 樹木又は樹木の集団が、開発区域内にある場合には、その存在を有効に活用した開発事業を計画すること。
- (3) 緑地は、原則として他の施設と明確に区画すること。

### 2 樹木の植栽基準

樹木の植栽は次表によるものとする。

| 種 別 | 20㎡当たり植栽本数 |
|-----|------------|
| 高 木 | 1本以上       |
| 中 木 | 2本以上       |
| 低 木 | 20本以上      |

### 3 緑地面積の算定

緑地面積は、緑地として他の施設と明確に区画された土地の面積とする。ただし、

- (1) 上空に建築物等がある場合は、当該部分は除く。
- (2) 高木独立単植の場合、当該樹木が生育し、樹冠が10㎡に広がる空間を有している場合に限り、高木1本で10㎡の面積算定を行う。
- (3) 施行規則別表第3第6項（第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する地区計画の地区施設として敷地内に歩道状空地が定められている区域において、高木及び地被類等を適切に配置した場合は、その区域を緑地として算定することができる。
- (4) 次の条件をすべて満たす沿道緑化については、緑地面積の算定において次表に示す面積算定を行うことができる。ただし、施行規則別表第3第5項又は第6項（これらの規定を第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する緑地については適用しない。
  - ① 透過性のないフェンス、ブロックなどがなく、道路から沿道部や街角の緑地が視認できること。
  - ② 緑地全体が低木又は地被類で覆われており、かつ地被類のみの緑地でないこと。ただし、1㎡未満の高木独立単植による場合はこの限りではない。
  - ③ 道路の通行等に支障を来たさない等、安全に配慮した計画であること。
  - ④ 次表の面積算定基準を適用する場合は、道路から見て建築物の裏側等の視認性のない箇所における緑地は面積算定しない。

## 沿道緑化の面積算定基準

| 沿道緑化の位置                                                                                                             | 面積算定                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <b>沿道部</b><br>(特定道路※ <sup>1</sup> の境界から敷地側に3 m以内の部分をいう。)                                                            | 植栽基盤※ <sup>2</sup> の1.2倍を緑地面積とする。<br>また、高木1本につき12 m <sup>2</sup> の面積算定を行う。 |
| <b>街角</b><br>(特定道路と当該特定道路に内角120度以下で交差する建築基準法上の道路の交差点(隅切りが設けられている場合は隅切りの端)から道路の境界に沿って3 m以内かつ道路の境界から敷地側に3 m以内の部分をいう。) | 植栽基盤の1.5倍を緑地面積とする。<br>また、高木1本につき15 m <sup>2</sup> の面積算定を行う。                |

※1 特定道路とは、建築基準法上の道路その他これに類する公共の用に供する道のうち、幅員6 m以上のものをいう。

※2 植栽基盤とは、植物が正常に生育できるような状態になっている地盤をいう。

## 4 樹木等の種別

- (1) 高木とは、当該樹高が現におおむね3 m以上の樹高を有し、将来に向かって更に生育するものをいう。ただし、市の木であるハナミズキについては、樹高2.5 mをもって高木とみなす。竹、シュロ等の特殊樹木は2本で高木1本と同等とする。
- (2) 中木とは、当該樹高が現におおむね1.5 m以上の樹高を有するものをいう。
- (3) 低木とは、当該樹高が1.5 m未満のもの及びつるもの(幹が直立せず他の樹木又は構造物に寄りかかったり、地上をつる状に這うものをいう。)をいう。
- (4) 地被類とは、芝類、クローバ、リュウノヒゲ等をいい、緑地面積の算定については、地被類及び草花壇のみの場合は当該緑地面積の2分の1とする。

## 5 緑地面積の特例

緑地内に修景施設(噴水、水流、池、滝、彫像、温室、石組等をいう。)があり、当該施設が当該緑地面積の3分の1以内である場合は、当該施設を緑地面積とみなす。ただし、施行規則別表第3第5項又は第6項(これらの規定を第7項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する緑地については適用しない。

## 6 公園充足地で住宅を建築する事業における緑地面積の算定等について

開発基準別表第3第1項の規定で整備する緑地については、以下の基準により整備すること。

- (1) 戸建住宅
  - ① 緑地は道路などから容易に視認できる位置に設置すること。
  - ② 緑地面積は、樹木や地被類、草花等が適切な密度で植栽される土地の面積とする。
  - ③ 中木(植栽時の樹高が概ね1.5 m以上で、将来に向かって更に成長するもの)1本で5 m<sup>2</sup>の面積算定を行う。

## (2) 戸建住宅を除く住宅

- ① 整備が必要な緑地のうち、開発基準別表第2第1項により算出された面積以上については、道路等と一体となった公開性のある空間として整備すること。この場合において、当該空間に高木等の樹木や、ベンチ・スツール等を適切に配置した場合は、舗装等の非植物部分も含めて緑地面積とみなす。
- ② ①に該当しない緑地の基準については、第1項から前項までの規定による。
- ③ 雨水貯留浸透施設を設けるよう努めること。

## 7 緩衝緑地帯等の整備について

- (1) 開発基準別表第3第5項により整備する緑地（以下「緩衝緑地帯」という。）は、以下の基準により整備すること。
  - ① 共同住宅を建築する場合
    - ア 敷地内に自動車出入口等を設置する場合は、その数や幅員が必要最小限となるように設置し、これらを設置することで緩衝緑地帯を整備することができない部分については、当該部分の面積以上の緑地を敷地の外側に緩衝緑地帯と一体的に整備すること。（図1参照）
    - イ 自主管理公園及び一般の用に供する敷地内通路（以下「自主管理公園等」という。）を設置する場合は、原則として道路に面して設置することとし、その場合、事業地内にある自主管理公園等の区域境界に沿って規定の緩衝緑地帯を整備すること。（図2参照）
    - ウ 自主管理公園等の敷地は、敷地面積に含むものとする。（図2参照）
    - エ 雨水貯留浸透施設を設けるよう努めること。

図1 緩衝緑地帯の整備イメージ（公園整備なし）

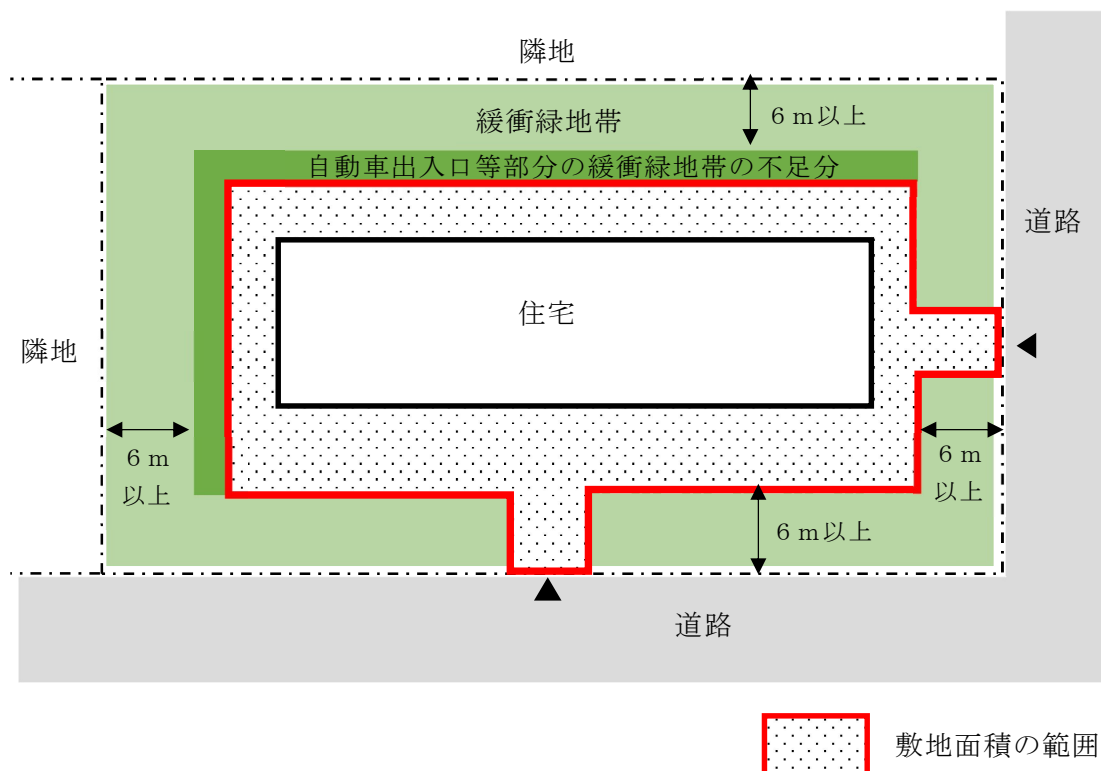
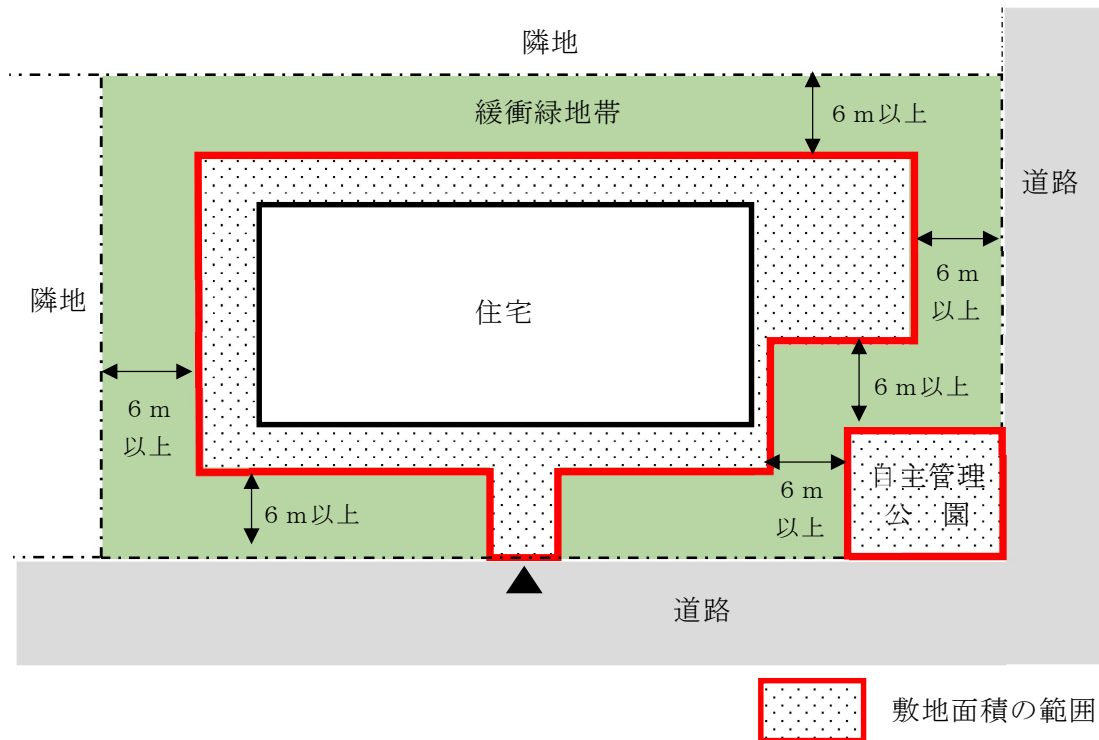


図2 緩衝緑地帯の整備イメージ（公園整備あり）



② 戸建て住宅及び長屋住宅を建築する場合

戸建住宅及び長屋住宅を建築する場合は、①の基準を準用する。一の事業で戸建て住宅又は長屋住宅を複数建築する場合は、施行区域の境界に沿って緩衝緑地帯を整備すること。

(2) 開発基準別表第3第6項により整備する緑地は、(1)①ア、イ、ウ及び②の基準を準用する。この場合、(1)ア中の「敷地の外側」とあるのは「敷地の内側」と読み替えて、整備すること。

(3) 開発基準別表第3第5項又は第6項により緩衝帯としての緑地の整備が必要となる住宅（第7項において読み替えて準用する場合を含む。）においては、当該緑地の整備に加え、当該住宅の外壁の開口部には、防音サッシ（JIS規格T-1等級同等以上の遮音性能を有するもの）を設置すること。

## 第4章 排水施設

### 1 排水施設等

- (1) 開発事業により、雨天時に浸水を生じるおそれがある場合は、浸水が生じない地点まで排水施設等の改修を行うこと。
- (2) 開発区域において排水施設の改良計画があるときは、当該計画に基づいて改良すること。
- (3) 排水施設の付替え及び構造変更並びに用途廃止等の必要があるときは、事前に当該施設管理者と十分協議すること。
- (4) 排水施設を道路敷及び水路敷以外の土地に設置するときは、維持管理に必要な用地を確保し、移管については施設管理者と十分協議すること。
- (5) 道路面より低い位置（地下）にガレージや居室等を設けるときは、逆流防止対策など十分な浸水対策を講じること。
- (6) 雨水流出抑制施設は、浸透工法（浸透ます・浸透管・浸透側溝等）を原則とする。
- (7) 排水施設の設置基準は、本書のほか下水道関係法令及び尼崎市下水道施設設計標準図（その他下水道関係図書を含む）によること。

なお、建築基準法第42条第1項第5号により、設置される排水施設等の構造基準は、別途協議すること。

### 2 処理施設

- (1) 公共下水道処理区域外における開発事業については、その処理施設の形態・規模・設置位置について、施設を指導する関係部局と協議を行うこと。

ただし、公営企業管理者がやむを得ないと認めたときは、建築基準法施行令第32条第1項の規定によるし尿浄化槽とすることができる。

- (2) 開発事業により設置した処理施設の維持管理は、施設管理者においてより行うこと。

### 3 水路、河川等

河川・指定水路（幹線）に隣接する開発事業は、保全区域等について施設管理者と協議すること。

### 4 排水施設の設計

- (1) 計画雨水量

計画雨水量は、次の合理式により算定するものとする。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A \quad (\text{m}^3/\text{秒})$$

A：排水面積（ha）　C：流出係数　I：降雨強度（mm/時）

流出係数は、次の総括流出係数又は公共下水道排水区別平均流出係数のうち、値の大きい係数

を用いること。

総括流出係数

$$C = C_1 \cdot \alpha_1 + C_2 \cdot \alpha_2 + \dots + C_i \cdot \alpha_i$$

$C_1 \ C_2 \ \dots \ C_i$  = 工種別基礎流出係数

$\alpha_1 \ \alpha_2 \ \dots \ \alpha_i$  = 工種毎の面積占有率

工種別基礎流出係数

| 工種別  | 屋根   | 浸透性舗装 | 間地・緑地 | 水面   | 舗装   |
|------|------|-------|-------|------|------|
| 流出係数 | 0.90 | 0.75  | 0.20  | 1.00 | 0.85 |

注) 舗装は、浸透性舗装を基本とする。ただし特別の理由がある場合は、普通舗装を認める。

降雨強度について、以下の条件により計算する。ただし、駐車場のみの場合は、B式を採用する。

| 敷地面積  | 1,500 m <sup>2</sup> 以上                          | 1,500 m <sup>2</sup> 未満                          |
|-------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 降雨強度式 | (A)                                              | (B)                                              |
|       | $I = \frac{420}{\sqrt{t} + 0.38} \text{ (mm/時)}$ | $I = \frac{360}{\sqrt{t} - 0.06} \text{ (mm/時)}$ |

※  $t = t_1 + \sum t_i$   $t$ : 流達時間 (分)  $t_1$ : 流入時間 (7分)  $t_i$ : 流下時間 (分)

公共下水道排水区別平均流出係数

| 排水区    | 平均流出係数  |
|--------|---------|
| 東部処理区  | 第1分区    |
|        | 0.60    |
|        | 第2分区    |
|        | 0.65    |
| 北部処理区  | 東園田分区   |
|        | 0.55    |
|        | 〃 (戸ノ内) |
|        | 0.60    |
| 武庫川処理区 | 西川分区    |
|        | 0.55    |
|        | 園田分区    |
|        | 0.55    |
|        | 常松分区    |
|        | 0.54    |
|        | 富松分区    |
| 武庫川処理区 | 0.55    |
|        | 塚口分区    |
|        | 0.55    |
|        | 尾浜分区    |
|        | 0.55    |
|        | 武庫分区    |
|        | 0.57    |
| 大庄処理分区 | 0.60    |
|        | 〃 (丸島)  |
| 0.65   |         |
|        |         |
| 原田処理区  | 田能処理分区  |
|        | 0.54    |

雨水浸透施設による総括流出係数の控除



浸透施設の単位透量は次表のとおりとし、最低6 (mm/時)以上を浸透させることとする。ただし、現地浸透試験を実施している場合は、そのデータを採用してよい。

| 浸透施設   | 単位浸透量     | 単位                  |
|--------|-----------|---------------------|
| 浸透トレンチ | (注1) 0.17 | m <sup>3</sup> /時・m |
| 浸透枳    | (注2) 0.30 | m <sup>3</sup> /時・個 |

※ (注1) は、浸透管φ150mm、(注2) は、浸透枳φ300mmを標準とした浸透量。

上記の標準以上の浸透施設を使用する場合は、社団法人 雨水貯留浸透技術協会編「増補改定 雨水浸透施設技術指針(案) 調査・計画編」を参照して補正を行うこととする。

A (%)・・・換算延長(m)×1(m)÷排水面積(m<sup>2</sup>)×100 ----- ①

式①により、雨水浸透施設による総括流出係数の控除値を算出する。

式①の換算延長は、標準的な浸透トレンチの延長とし、浸透施設延長の敷地面積に対する割合に応じ総括流出係数から次表の数値を控除して計算することとする。

(※標準的な浸透枳1個は、標準的な浸透トレンチ2m分に換算して計算する。)

| A (%) |         |  | 総括流出係数控除分 |
|-------|---------|--|-----------|
| 以上    | 未満      |  |           |
| 0     | ～ 0.71  |  | 0.01      |
| 0.71  | ～ 1.17  |  | 0.02      |
| 1.17  | ～ 1.64  |  | 0.03      |
| 1.64  | ～ 2.12  |  | 0.04      |
| 2.12  | ～ 2.58  |  | 0.05      |
| 2.58  | ～ 3.05  |  | 0.06      |
| 3.05  | ～ 3.51  |  | 0.07      |
| 3.51  | ～ 3.98  |  | 0.08      |
| 3.98  | ～ 4.46  |  | 0.09      |
| 4.46  | ～ 4.92  |  | 0.10      |
| 4.92  | ～ 5.39  |  | 0.11      |
| 5.39  | ～ 5.85  |  | 0.12      |
| 5.85  | ～ 6.32  |  | 0.13      |
| 6.32  | ～ 6.78  |  | 0.14      |
| 6.78  | ～ 7.26  |  | 0.15      |
| 7.26  | ～ 7.73  |  | 0.16      |
| 7.73  | ～ 8.18  |  | 0.17      |
| 8.18  | ～ 8.66  |  | 0.18      |
| 8.66  | ～ 9.12  |  | 0.19      |
| 9.12  | ～ 9.59  |  | 0.20      |
| 9.59  | ～ 10.07 |  | 0.21      |
| 10.07 | ～ 10.53 |  | 0.22      |
| 10.53 | ～ 11.00 |  | 0.23      |
| 11.00 | ～ 11.46 |  | 0.24      |
| 11.46 | ～       |  | 0.25      |

(2) 計画汚水量

① 計画人口は1戸当たり4人以上とする。

② 計画汚水量は次に掲げるとおりとする。

ア 1人1日当たり平均汚水量 453  $\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$

イ 1人1日当たり最大汚水量 680  $\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$

ウ 1人1日当たり時間最大汚水量 963  $\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$

エ 1人1日当たり地下水量 113  $\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$

備考：ア、イ、ウには地下水量を含んでいる。

③ 汚水の計画流出量は次により算出するものとする。

$$Q_s = \frac{p \times q}{24 \times 60 \times 60} \times A$$

$Q_s$ ：汚水の最大流出量 ( $\text{m}^3/\text{秒}$ )

$p$ ：人口密度 (人/ha) 又は  $\frac{\text{収容人口}}{\text{排水面積}}$  (人/ha)

$q$ ：1人1日当たり時間最大汚水量 ( $\text{m}^3/\text{人・日}$ )

(3) 管路施設断面の算定

① 管路施設断面は、次のクッター公式により算定するものとする。

クッター公式

$$V = \frac{\frac{23}{1} + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{\frac{1}{1} + \left( \frac{23}{1} + \frac{0.00155}{I} \right) \frac{n}{\sqrt{R}}} \times \sqrt{R I}$$

$$Q = W A \times V$$

ここで  $V$  = 流速 ( $\text{m}/\text{秒}$ )

$I$  = 勾配 (本表では‰の単位で表す)

$$R = \text{動水半径} \quad \frac{W A}{W P} \quad (\text{m})$$

$W A$  = 流水面積 ( $\text{m}^2$ )

$W P$  = 流水辺長 (m)

$Q$  = 流量 ( $\text{m}^3/\text{秒}$ )

$n$  = 粗度係数

また、粗度係数  $n$  は以下のとおりとする。

遠心力鉄筋コンクリート管 :  $n = 0.013$

下水道用硬質塩化ビニル管 (VU) :  $n = 0.010$

採用する管径は、雨水浸透を考慮しない場合に必要な管径より1ランク下を下限とする。

－計算例－ （敷地面積が、1, 500 m<sup>2</sup>以上の場合）

$$Q = \frac{I}{360} C \cdot I \cdot A \text{ (m}^3\text{/秒)}$$

総括流出係数  $C = 0.77$

降雨強度  $I = 98.75 \text{ (mm/時)}$

排水面積  $A = 1 \text{ (ha)}$

人口密度  $P = 200 \text{ (人/ha)}$

流達時間  $t = 15 \text{ (分)}$

浸透トレンチ 700 (m)  $\Phi 150 \text{ mm}$

浸透ます 70 (個)  $\Phi 300 \text{ mm}$

浸透性舗装 3,000 m<sup>2</sup>

土 質 浸透適地

$t = 15 \text{ (分)}$ （流入時間 7 分＋管内流下時間 8 分）の（雨水量）＋（汚水量）を求める。

$$I = \frac{420}{\sqrt{15 + 0.38}} = 98.75 \text{ (mm/時)}$$

□ 浸透施設の浸透量が 6 mm を上回っているかの検討

$$0.17 \text{ (m}^3\text{/時)} \times 700 \text{ (m)} + 0.30 \times 70 \text{ 個}$$

$$\text{浸透量} = \frac{\quad}{0.77 \times 10,000 \text{ (m}^2\text{)}}$$

$$= 0.01818 \text{ (m/時)}$$

$$= 18.18 \text{ (mm/時)} > 6 \text{ (mm/時)} \quad \text{OK}$$

□ 浸透施設の総括流出係数控除分

$$= (700 \text{ (m)} + 70 \text{ (個)} \times 2 \text{ m}) \div 10,000 \text{ (m}^2\text{)}$$

$$= 0.0840$$

$$= 8.4 \%$$

（標準的な浸透枮 1 個は、標準的な浸透トレンチ 2m 分に換算して計算する）

P33 表より、総括流出係数控除分は、0.18 となる。

したがって、浸透施設による流出係数控除後の総括流出係数 C は、

$$C = 0.77 - 0.18 = 0.59 < 0.60 \quad \text{OK (当計画地の流出係数)}$$

$$Q_1 = 0.60 \times 98.75 \times 1.0 \div 360 = 0.165 \text{ (m}^3\text{/秒)} \quad Q_1 : \text{雨水量}$$

$$Q_2 = 200 \times 0.963 \times 1.0 \div (24 \times 60 \times 60) = 0.002 \text{ (m}^3\text{/秒)} \quad Q_2 : \text{汚水量}$$

$$Q = 0.165 + 0.002 = 0.167 \text{ (m}^3\text{/秒)}$$

□ 断面決定

余裕率を 10% とすると、  $0.167 \times 1.1 = 0.184$  (m<sup>3</sup>/秒)

前記クッター公式より  $\phi 450\text{mm}$ 、 $I = 4.6\text{‰}$ 、 $V = 1.198$  (m/秒)  $Q = 0.190$  (m<sup>3</sup>/秒)

$Q_s = 0.190$  (m<sup>3</sup>/秒)  $> 0.184$  (m<sup>3</sup>/秒) OK

備考 1 クッター公式 粗度係数：ヒューム管は 0.013、塩ビ管は 0.010 とする。

2 管渠の断面は、計画下水量に対し若干の余裕を持たせて決定すること。

－計算例 2－ (敷地面積が、1, 500 m<sup>2</sup>未満の場合)

$$Q = \frac{I}{360} C \cdot I \cdot A \text{ (m}^3\text{/秒)}$$

総括流出係数  $C = 0.79$

降雨強度  $I = 94.41$  (mm/時)

排水面積  $A = 0.1$  (ha)

人口密度  $P = 200$  (人/ha)

流達時間  $t = 15$  (分)

浸透トレンチ 60 (m)  $\Phi 150$  mm

浸透ます 6 (個)  $\Phi 300$  mm

浸透性舗装 100 m<sup>2</sup>

土 質 浸透適地

$t = 15$  分 (流入時間 7 分 + 管内流下時間 8 分) の (雨水量) + (汚水量) を求める。

$$I = \frac{360}{\sqrt{15} - 0.06} = 94.41 \text{ (mm/時)}$$

□ 浸透施設の浸透量が 6 mm を上回っているかの検討

$$0.17 \text{ (m}^3\text{/時.m)} \times 60 \text{ (m)} + 0.30 \text{ (m}^3\text{/時.個)} \times 6 \text{ (個)}$$

$$\begin{aligned} \text{浸透量} &= \frac{0.17 \times 60 + 0.30 \times 6}{0.79 \times 1,000} \text{ (m}^2\text{)} \\ &= 0.01519 \text{ (m/時)} \\ &= 15.19 \text{ (mm/時)} > 6 \text{ (mm/時)} \quad \text{OK} \end{aligned}$$

□ 浸透施設の総括流出係数控除分

$$\begin{aligned} &= 60(\text{m}) + 6(\text{個}) \times 2(\text{m}) \div 1,000(\text{m}^2) \\ &= 0.0720 \\ &= 7.2\% \end{aligned}$$

P33 表より、総括流出係数控除分は、0.15 となる。

したがって、浸透施設による流出係数控除後の総括流出係数 C は、

$$C = 0.79 - 0.15 = 0.64 < 0.65(\text{m}^3/\text{秒}) \quad \text{OK (当計画地の流出係数)}$$

$$Q_1 = 0.65 \times 94.41 \times 0.1 \div 360 = 0.017(\text{m}^3/\text{秒}) \quad Q_1 : \text{雨水量}$$

$$Q_2 = 200 \times 0.963 \times 0.1 \div (24 \times 60 \times 60) = 0.0002 \div 0.001(\text{m}^3/\text{秒}) \quad Q_2 : \text{汚水量}$$

$$Q = 0.017 + 0.001 = 0.018(\text{m}^3/\text{秒})$$

□ 断面決定

$$\text{余裕率を 10\% とすると、} \quad 0.018 \times 1.1 = 0.0198 \div 0.020(\text{m}^3/\text{秒})$$

前記クッター公式より  $\phi 150\text{mm}$ 、 $I = 11.5\%$ 、 $V = 1.165\text{m/秒}$  (硬質塩化ビニル管)

$$Q_s = 0.021(\text{m}^3/\text{秒}) > 0.020(\text{m}^3/\text{秒}) \quad \text{OK}$$

備考 1 クッター公式 粗度係数：ヒューム管は 0.013、塩ビ管は 0.010 とする。

2 管渠の断面は、計画下水流量に対し若干の余裕を持たせて決定すること。

② 上記の計算式により算出したもので管きよの大きさを決定するが、次の事項に注意すること。

ア 管きよ内の汚物が停滞しないような流速がとれていること。(污水管きよ 0.6～3.0m/秒、雨水管きよ、合流管きよ 0.8～3.0m/秒)

イ 管きよ内の流速は上流より下流が流速大となるよう勾配をとること。

注：合流する公共下水道管の流速は 1.0～2.0m/秒であるため、流速は 1.0m/秒程度とすることが望ましい。

ウ 地表勾配が大きい場合は階段式のマンホールを設けるか、その他適当な施設を設けること。

エ 排水施設を市に帰属する場合は、下水管きよの最小径は合流管では  $\phi 300\text{mm}$ 、污水管は  $\phi 250\text{mm}$  とすること。

オ 合流管きよの管種は、ヒューム管又は塩ビ管とすること。又、分流污水きよの管種は塩ビ管とすること。

カ 原則として管きよをヒューム管とする場合は、コンクリート 90° 基礎とし、塩ビ管の場合は砂基礎を基準とする。

#### (4) マンホール、ます

排水施設のうち管きよである構造部分には、次のとおりマンホール又はますを設けること。

- ① マンホール、ますの位置は、公共の用に供する管きよの起点、下水の流路方向勾配が著しく変わる  
ところ、及び断面が変わるところ、並びに下水管の合流屈折点等とすること。
- ② 市に帰属するマンホールの間隔は、下水管きよの直線部において管径の 50～100 倍とすること。
- ③ マンホールには、本管及び取付管の管接続箇所にて可とう性継手を用いること。
- ④ マンホール内には、インバートを付けて流水を滑らかにするものとし、インバートの高さは管径  
の 50%を標準とすること。
- ⑤ 下水管は管頂接合とし、段差が 60 cm以上ある場合は副管付マンホールを設けること。
- ⑥ 市に帰属するマンホール及び接続ます（蓋含む。）は原則として市指定品を使用すること。
- ⑦ 市に帰属する接続ますは原則として 1 宅地 1 戸 1 箇所とし、官民境界より 1 m以内の宅地内に設  
けること。

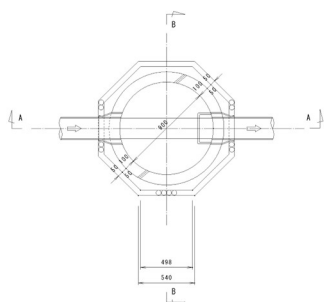
#### (5) 取付管

排水施設のうち、取付管は次のとおり布設すること。

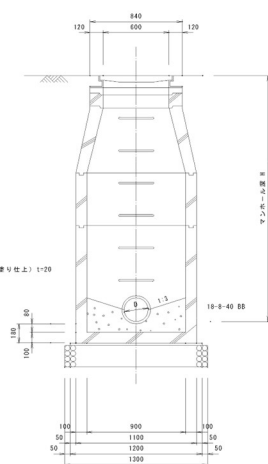
- ① 布設方向は、本管に対して直角、かつ直線的に布設すること。
- ② それぞれ取付管の間隔は、1m以上離れた位置とすること。
- ③ 本管の取付部は、本管に対して 60 度又は 90 度とすること。
- ④ 本管と支管の接続は、本管が硬質塩化ビニル管の場合は樹脂系接合剤を用い、鉄筋コンクリート  
管の場合は樹脂系接合剤又はモルタルを用いること。
- ⑤ 取付管の本管接続箇所の穿孔は、削孔機を用いて行うこと。
- ⑥ 管更生後の本管の穿孔は、別途協議し、特定の機材を用いて行うこと。
- ⑦ 既設の取付管を延長する場合で、管種を変える場合は必要となる変換ソケットを用いること。
- ⑧ 原則マンホール躯体には接続しないこと（雨水は別途協議）。
- ⑨ 取付管の最小口径は、Φ150 mmを標準とすること。

図 4-1 1号マンホール標準図

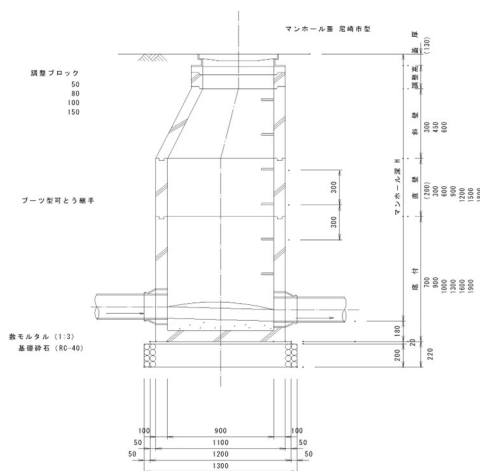
平面図



縦断面図



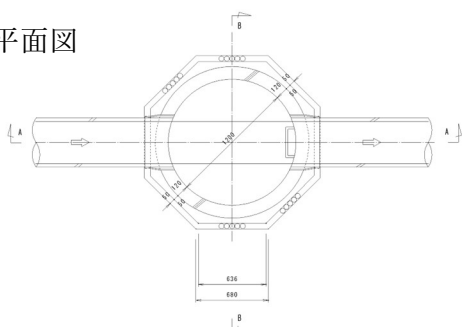
横断面図



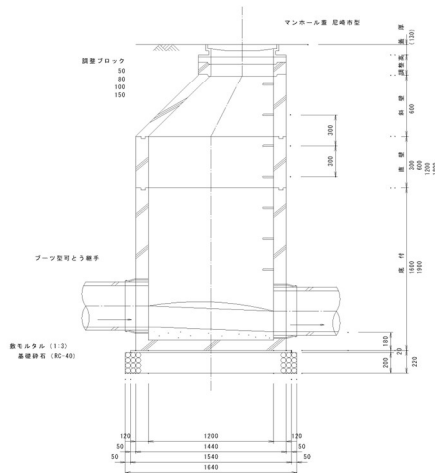
マンホールなどの剛性の高い構造物と管きよを接続する場合に 可とう性の継手を用いる。

図 4-1 2号マンホール標準図

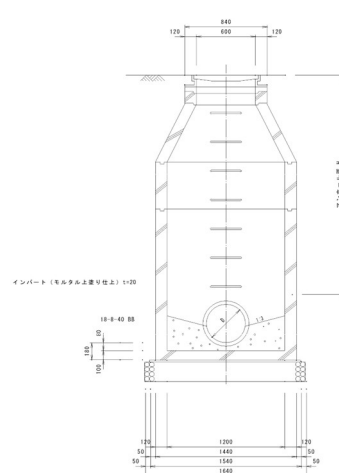
平面図



縦断面図



横断面図



マンホールなどの剛性の高い構造物と管きよを接続する場合に 可とう性の継手を用いる。

図 4-3

） 径600mmマンホール蓋標準図 (T-25)

10-A-0191210

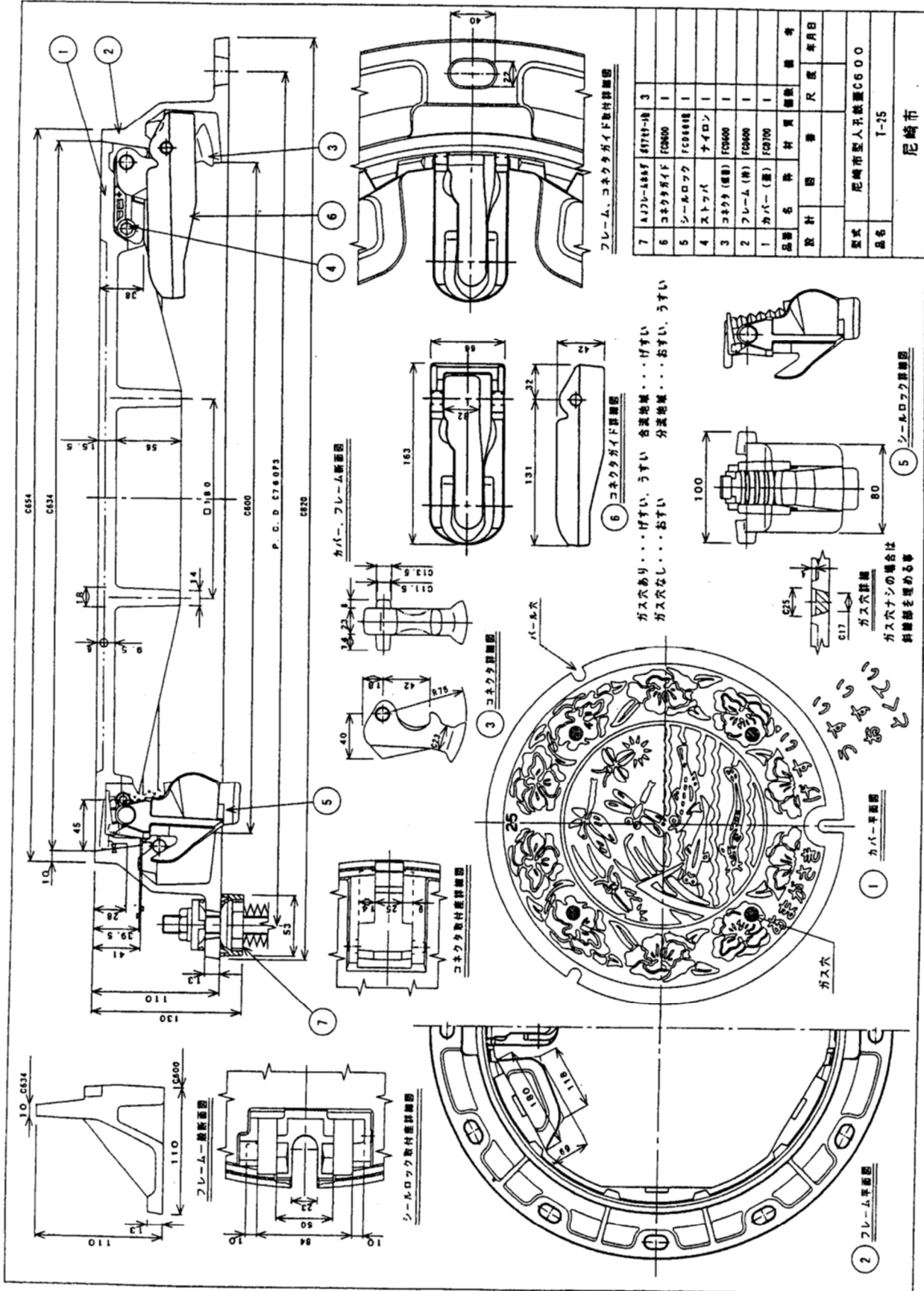
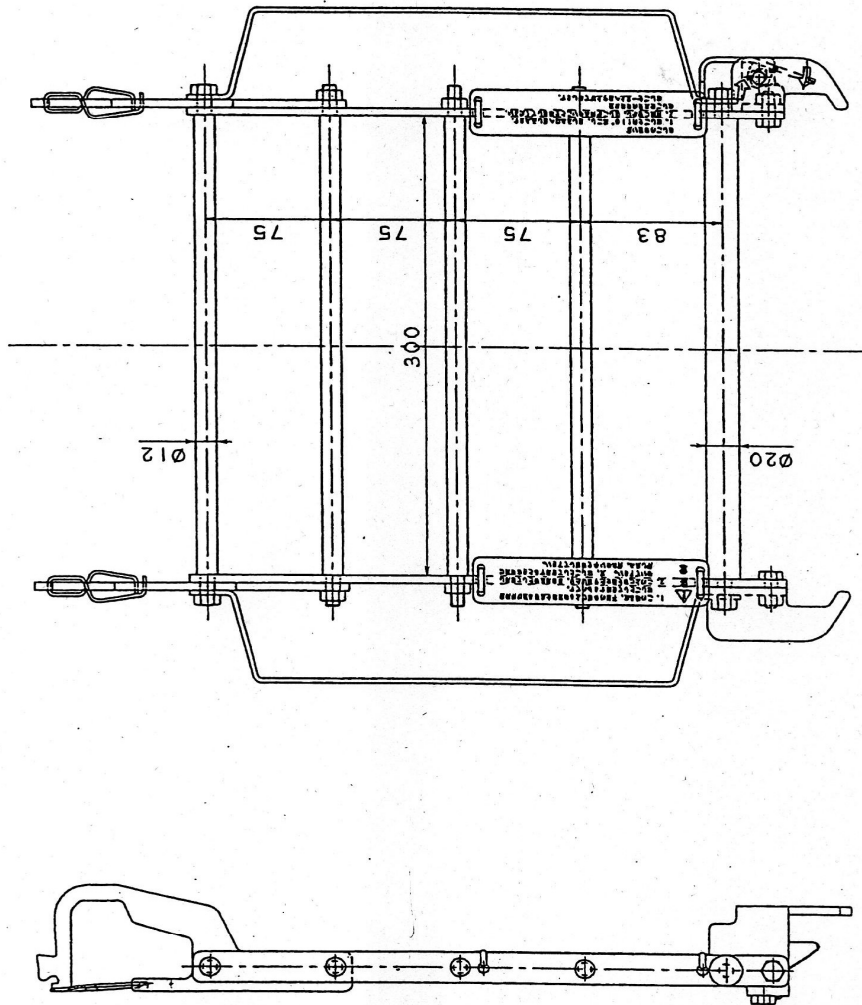




図 4-4 後付用転落防止梯子図

|    |           |     |     |     |     |       |
|----|-----------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 品番 | 設計        | 名 称 | 材 質 | 図 番 | 尺 寸 | 年 月 日 |
|    |           |     |     |     |     |       |
| 型式 | 後付用転落防止梯子 |     |     |     |     |       |
| 品名 | 尼崎市       |     |     |     |     |       |



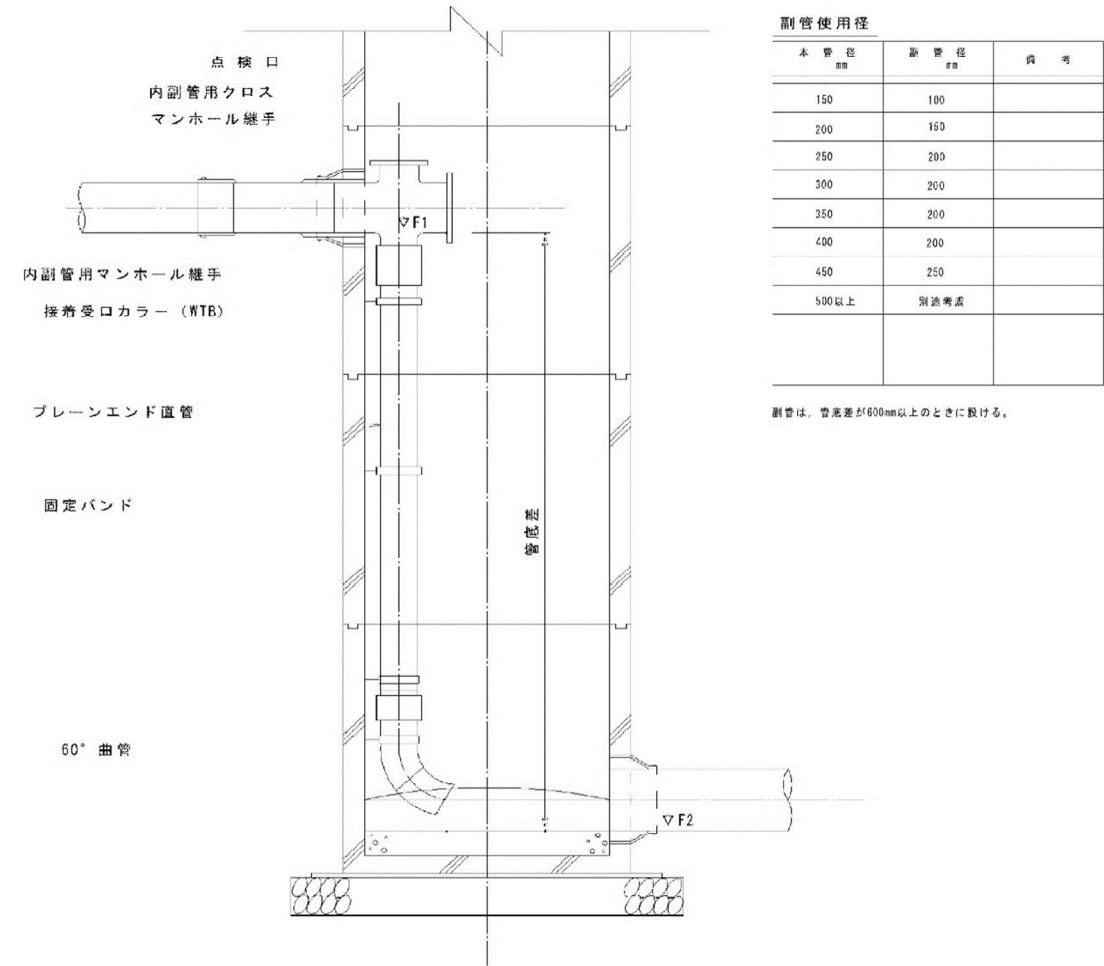
開蓋時あるいは万一蓋が外れた場合に人が転落しないように転落防止機能を付加する。

蓋の転落防止機能の基準(適応箇所)を次表に示す。

| 種 類            | 基 準 (適応箇所)                                                                                                                                              |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ロック付<br>転落防止梯子 | 1. $\Phi 700\text{mm}$ 以下の管渠の人孔であって人孔深が2.5m以上<br>2. $\Phi 800\text{mm}$ 以上の管渠の人孔(人孔深にかかわらず)<br>3. $\Phi 800\text{mm}$ 以上の管渠の人孔に流入する直近の人孔(管径及び人孔深にかかわらず) |

※ ロック付転落防止梯子 : 「浮上防止機能」「昇降補助機能」を有する。

図-4-8 副管取付標準図(硬質塩化ビニル管)

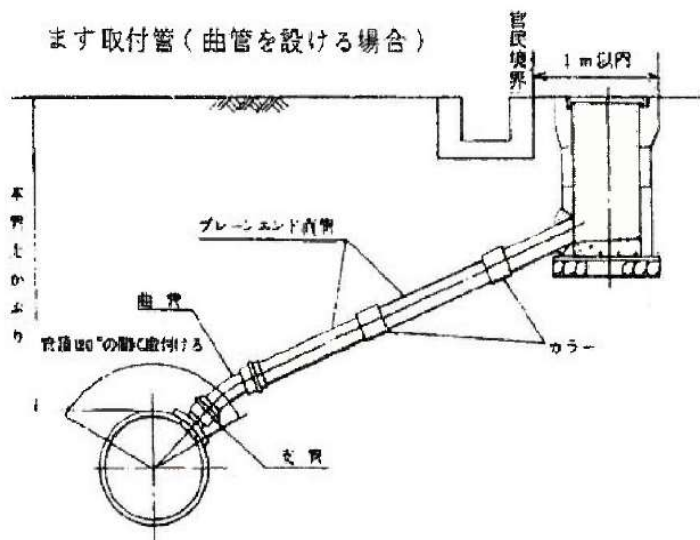


- 注 1) 2号人孔以上を原則とする。
- 2) 固定バンドの設置間隔は、2m程度とし、また継手部のある場合、その上下にも設置する事。
- 3) 内副管の出口は、インバートに埋め込みとする事。
- 4) 必要に応じて、ずれ止め用リブを取付ける事。
- 5) コンクリートは、生コンクリート (18-8-40 -BB) を使用する事。

図-4-9 ます取付管布設図(硬質塩化ビニル管)

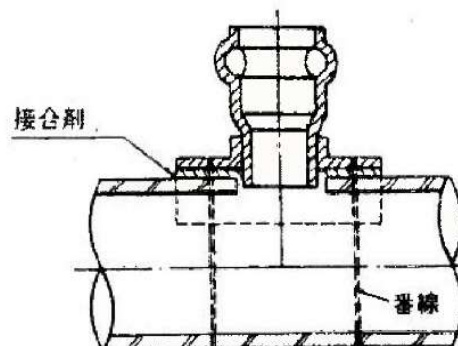
(単位mm)

ます取付管(曲管を設ける場合)



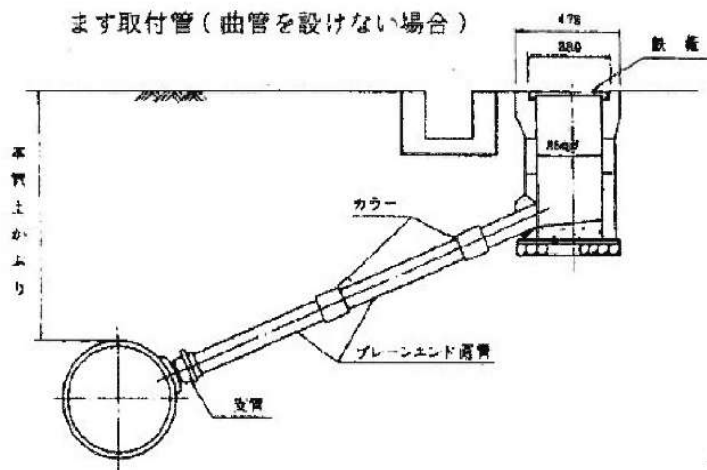
支管取付図(硬質塩化ビニル本管の場合)

(90度支管)



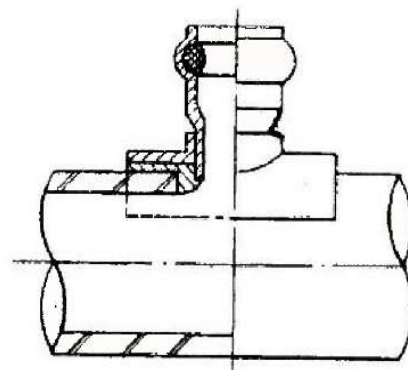
(注) 配線を用いない場合は、特殊接合剤を使用する。

ます取付管(曲管を設けない場合)



支管取付図(鉄筋コンクリート本管の場合C形)

(90度支管)



雨水ます取付管(マンホールに接続する場合)(雨水料)

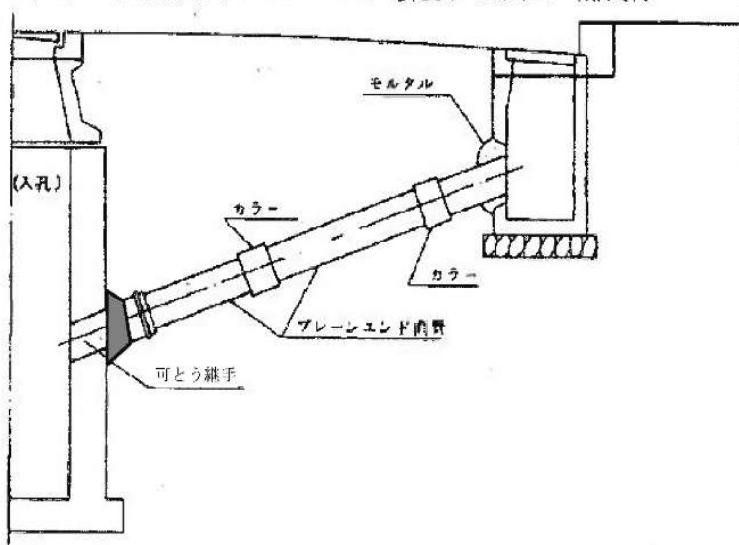
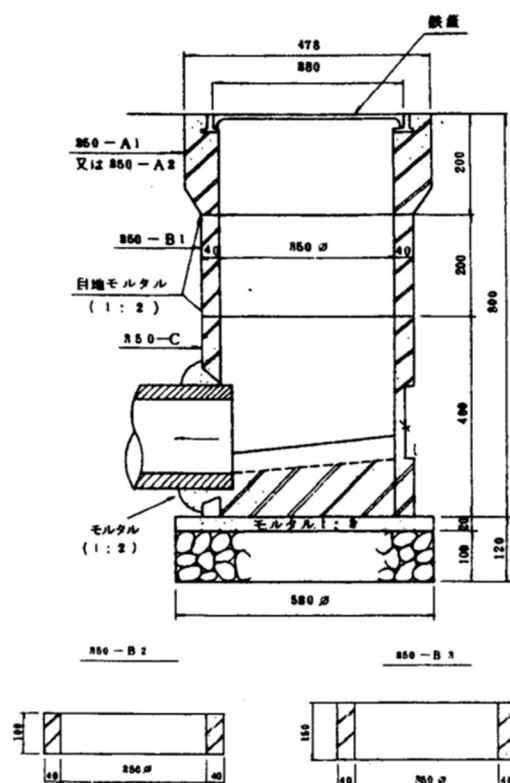
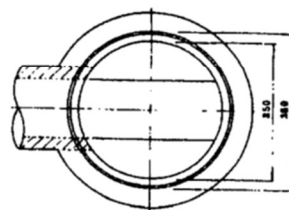


図-4-10 接続ます(内径350mm)標準図



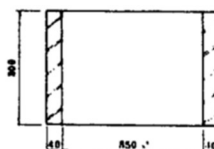
平面図 (単位mm)



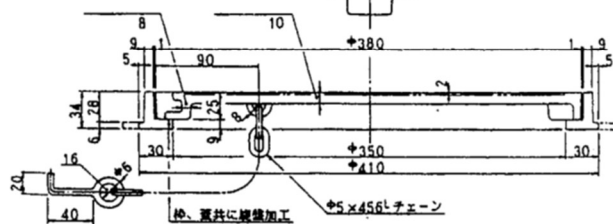
コンクリートブロック仕様

| 項目      | 規格                              |
|---------|---------------------------------|
| 配合圧縮強度  | 300kg/cm <sup>2</sup> 以上(28日強度) |
| 出荷時圧縮強度 | 200kg/cm <sup>2</sup> 以上        |
| 水セメント比  | 50%以下                           |
| セメント    | JIS規格に適合すること。                   |
| 骨材      | 最大径 15 mm以下(予定)                 |

850-B4



接続ます蓋 (φ350)



仕様

| 項目                | 宅地用                     | 公道用                     |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|
| 引張強度              | 24kg/mm <sup>2</sup> 以上 | 60kg/mm <sup>2</sup> 以上 |
| 伸び                |                         | 6~13%                   |
| 硬度                |                         | H・B 210以上               |
| 抗接強度              | 200kg以上                 |                         |
| 耐圧荷重(200×200 積荷板) | 2000kg以上                | 20 ton以上                |
| 残留歪み(200×200 積荷板) |                         | 15 tonにて 3mm以下          |
| 耐摩耗               |                         | 30 g以下                  |
| 耐腐蝕               |                         | 0.6 g以下                 |

試験方法 材質 JIS(Z)2241、JIS(Z)2243 による。  
耐摩耗、耐腐蝕は入孔鉄蓋に準ずる。

蓋裏面に鋳出文字及びマーク

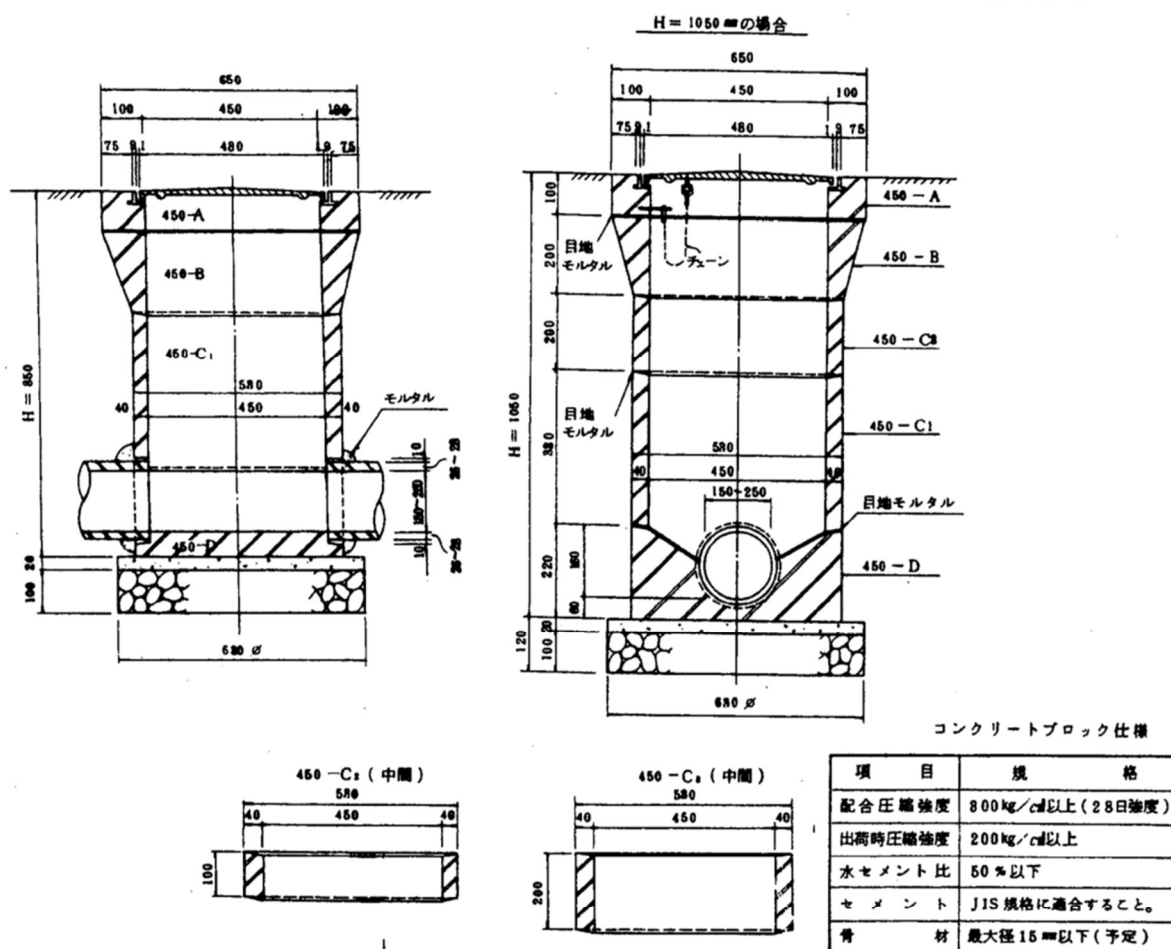
- (1) 製造年度表示(例) 1989
- (1) 材質表示(例) F, C, D (公道用20ton以上)
- (1) 製造業者責任表示マーク

| 品番 | 名称          | 材質     | 個数 | 摘要 |
|----|-------------|--------|----|----|
| 3  | 埋込ボルト及びチェーン | SS 41  | 1  |    |
| 2  | 枠           | FC 25  | 1  |    |
| 1  | 蓋           | FCD 60 | 1  |    |

蓋裏面の文字 接続枳 ..... 合流用  
汚水枳 ..... 分流用

図-4-11 接続ます(内径450mm)標準図

(単位mm)



接続ます蓋(φ450)



仕様

| 項 目               | 公 道 用                    |
|-------------------|--------------------------|
| 引 張 強 度           | 60 kg/mm <sup>2</sup> 以上 |
| 伸 び               | 6 ~ 13 %                 |
| 硬 度               | H・B 210 以上               |
| 抗 接 強 度           |                          |
| 耐圧荷重(200×200 載荷板) | 20 ton 以上                |
| 残留歪み(200×200 載荷板) | 15 ton にて 3mm 以下         |
| 耐 摩 耗             | 30 mg 以下                 |
| 耐 腐 蝕             | 0.6 g 以下                 |

試験方法

公道用材質: JIS(Z) 2241、JIS(Z) 2243 による。  
耐摩耗、耐腐蝕は人孔鉄蓋に準ずる。

蓋裏面に鐫出文字及びマーク

- (1) 製造年度表示例 1989
- (1) 材質表示 例 FCD
- (1) 製造業者責任表示マーク

| 品番 | 名 称       | 材 質 | 個数 | 摘 要 |
|----|-----------|-----|----|-----|
| 3  | 埋込金具及チェーン | SS  | 41 | 1   |
| 2  | 枠         | FC  | 25 | 1   |
| 1  | 蓋         | FCD | 60 | 1   |

蓋表面の文字

接続樹……合流用  
汚水樹……分流通

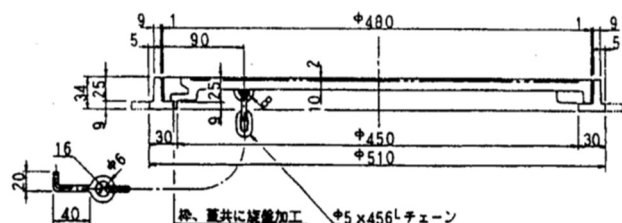
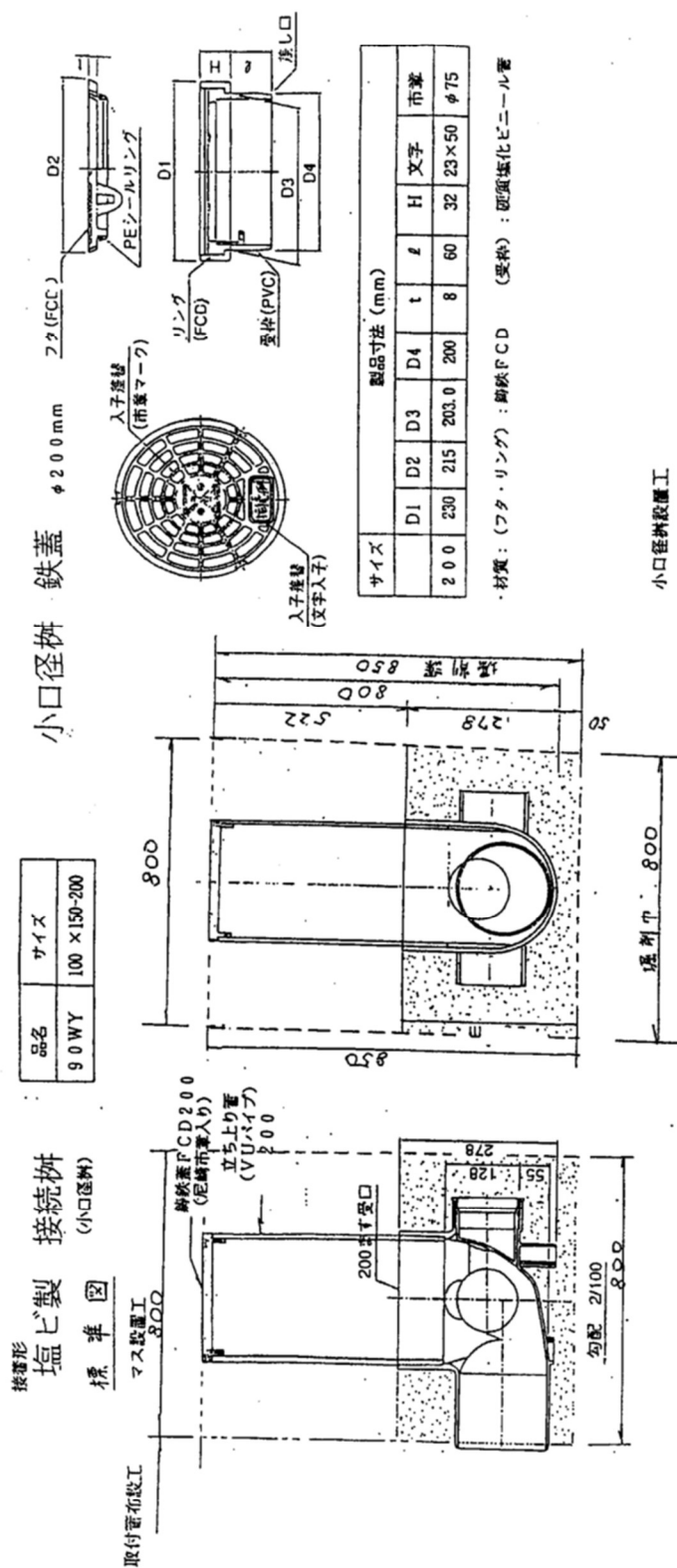
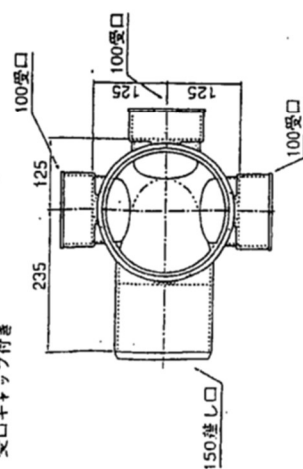


図-4-12 接続ます (内径 200mm) 標準図



小口缶粉  
受口キャップ付き



$\phi 200\text{mm}$

### 小口径掛設置工

1 箇所当り

 $\pm$ 

1箇所当り

|             |                                                      |                       |
|-------------|------------------------------------------------------|-----------------------|
| コンクリート取戻量   | $0.80 \times 0.80 \times 0.03$                       | $= 0.019 \text{ m}^3$ |
| 床底面 (砂いし)   | $0.80 \times 0.80 \times 0.82$                       | $= 0.52 \text{ m}^3$  |
| 残土処分 (コンガラ) |                                                      | $= 0.010 \text{ m}^3$ |
| 残土処分 (土砂)   | $0.52 - 0.35$                                        | $= 0.17 \text{ m}^3$  |
| 埋砂工         | $0.80 \times 0.80 \times 0.328 - 0.02 (\text{側壁打除})$ | $= 0.19 \text{ m}^3$  |

[illegible]

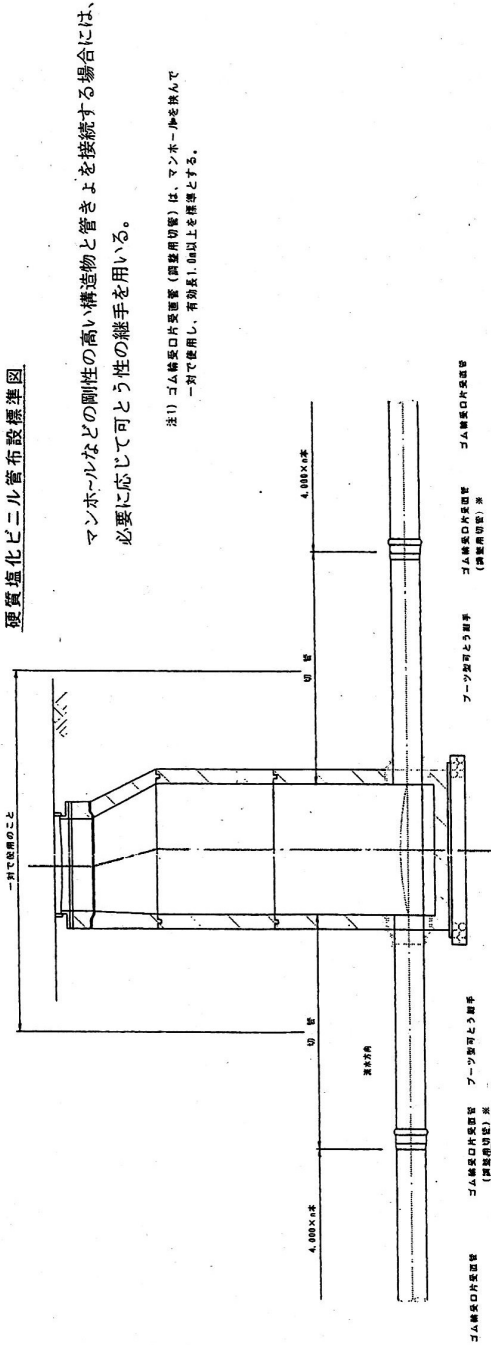




図 4-10

硬質塩化ビニル管渠標準図

硬質塩化ビニル管渠設置標準図

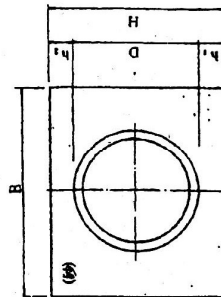


マンホールなどの剛性の高い構造物と管きよを接続する場合には、必要に応じて可とう性の継手を用いる。

注1) ゴム輪受皿口外受皿蓋 (調整用切替) 板は、マンホールを組んで一対で使用し、有効長1.0m以上を標準とする。

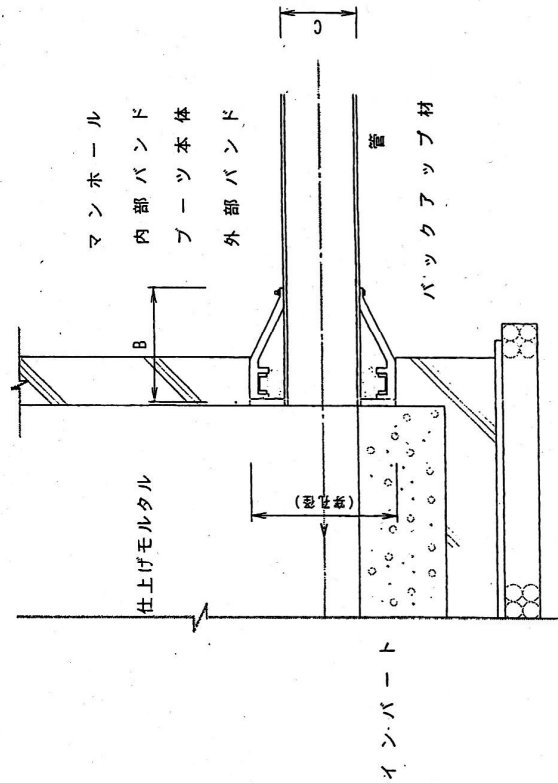
フーズ型可とう継手部詳細

砂基礎の場合



数量表

| 呼び径 D (mm) | B (mm) | H (mm) | h <sub>1</sub> (mm) | h <sub>2</sub> (mm) | 1m当り砂基礎 (m <sup>3</sup> ) |
|------------|--------|--------|---------------------|---------------------|---------------------------|
| 250        | 237    | 850    | 467                 | 100                 | 0.34                      |
| 300        | 318    | 900    | 518                 | 100                 | 0.38                      |
| 350        | 370    | 950    | 570                 | 100                 | 0.43                      |
| 400        | 420    | 1,050  | 620                 | 100                 | 0.51                      |
| 450        | 470    | 1,100  | 670                 | 100                 | 0.56                      |
| 500        | 520    | 1,150  | 720                 | 100                 | 0.61                      |
| 600        | 630    | 1,350  | 830                 | 100                 | 0.80                      |
| 700        | 732    | 1,450  | 932                 | 100                 | 0.90                      |



フーズ型可とう継手寸法表

| 呼び径 | A   | B   | C   | 備考      |
|-----|-----|-----|-----|---------|
| 75  | 181 | 125 | 89  | マルチコネクタ |
| 100 | 181 | 152 | 114 |         |
| 150 | 255 | 152 | 165 |         |
| 200 | 309 | 152 | 216 |         |
| 250 | 358 | 203 | 267 |         |
| 300 | 409 | 203 | 318 |         |
| 350 | 511 | 203 | 370 |         |
| 400 | 511 | 203 | 420 |         |
| 450 | 511 | 203 | 470 |         |



## 第5章 消防の用に供する施設

### 1 消防水利の基準

#### (1) 消防水利の配置

開発区域の各部分から一の消防水利に至る距離は、次表のとおりとなるように配置すること。

| 区分<br>用途地域             | 開発区域の各部分から一の消防水利に至る距離 |
|------------------------|-----------------------|
| 近隣商業地域<br>商業地域<br>工業地域 | 100m以下                |
| 上記以外の地域                | 120m以下                |

ただし、消火栓を設置する場合において、開発区域の各部分が既設の公設消火栓から上表に掲げる距離以内に含まれる場合は、市と協議し、消火栓の設置を省略することができる。

#### (2) 消防水利の位置

- ① 消防車が容易に部署し、取水できること。
- ② 防火水槽は、吸管の投入が円滑に行われる構造とし、当該作業が円滑に実施し得る場所に設置すること。
- ③ 周囲の建物状況に応じた消防活動上至便な位置であること。

#### (3) 消防水利の構造基準

##### ① 防火水槽

ア 種類は、次のとおりとし、いずれかを設置すること。

- (ア) 現場打ち鉄筋コンクリート水槽
- (イ) 二次製品水槽

イ 構造等は、次のとおりとする。

- (ア) 貯水容量は、40 m<sup>3</sup>以上とすること。
  - (イ) 地下埋設式とし、土かぶり厚は原則として1 m以上とすること。
  - (ウ) 水槽底の深さは、底設ピット部分を除き、地面から原則として4.5m以下であること。
  - (エ) 原則一層式で有蓋及び有底であることとし、二層式以上の場合は各層毎に人通口を設けること。
  - (オ) 吸管投入孔は、内径60 cm以上の円形とし、2箇所以上を設置すること。
  - (カ) 吸管投入孔の直下に一边が60 cm以上、深さが50 cm以上の底設ピットを2箇所以上設置するとともに、当該底設ピットに対して、1 %以上の勾配をつけること。
  - (キ) 吸管投入孔の開口部に設ける蓋は、中荷重以上の回転ロック式又はこれと同等以上のものとする
- こと。
- (ク) 吸管投入孔の開口部に設ける蓋の直下には、転落防止用網を設置すること。

ウ 構造、材料及び施工方法等については、本市の指示指導によるものとする。

## ② 消火栓

呼称 65 の口径を有するもので、直径 150 mm以上の管に取り付けること。ただし、直径 150 mm以上の管から管網の一边が 180m以下となるように配管されている場合は、75 mm以上とすることができる。

## (4) 指定消防水利の標識

① 防火水槽には、図－５－１「指定消防水利標識図」の標識を掲げること。

② 標識は、交通及び消防活動等に支障がなく、かつ、確認が容易な位置とすること。

## (5) 関係機関との協議

① 防火水槽を開発区域内の公園等に設置する場合、公園管理者と事前に協議すること。

② 消火栓の設置については、水道事業管理者と協議すること。

③ プール等を設置する場合で、これを消防水利として使用するときは、位置、構造及び設備等について市と協議すること。

## 2 通路等の基準等

「通路等」とは、建築基準法施行令第 126 条の 6 第 2 号に規定する「通路その他の空地」をいう。

(1) 通路等の配置は、消防車の進入が容易な位置とすること。

(2) 開発区域は、消防車が容易に進入できる道路に接続していること。

## (3) 通路等の位置

① 地上 5 階以上又は地盤面からの高さが 15m以上で、延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物又は建築予定戸数が 60 戸以上の建築物については、前記(1)(2)の定めによるほか、次のとおりとする。

ア 開発区域内においては、梯子車等による消防活動が迅速、有効にできること。

イ 建築物と通路等の距離は、梯子車による架梯が可能な距離とすること。

ウ 共用廊下を設けない共同住宅は、階段室の反対側に並行して設けること。

エ 共用廊下を有する共同住宅は、バルコニー（バルコニーを有しない共同住宅については、外壁開口部）に並行して設けること。

オ 前記ウ、エ以外の建築物は、梯子車等による消防活動上有効な開口部を有する側に並行して設けること。

② 前記①に掲げる建築物のほか、地上 4 階以上又は地盤面からの高さが 10m以上の建築物は、バルコニー側若しくは外壁開口部側に梯子車が有効に架梯できる通路等を確保すること。

③ 前記①、②の建築物が道路に面して、前記ア、イに定める通路等と同等の機能が認められる場合の通路等の確保については、市と協議すること。

## (4) 通路等の構造及び幅員

前(3)①、②に掲げる建築物の通路等は、次のとおりとする。

### ① 通路等の構造

ア 通路等は、梯子車等の車両重量に耐える堅固な構造とすること。

イ 通路等の路面は平坦とし、縦断勾配は5 %以下とすること。

② 通路等の幅員

ア 通路等の幅員は、5 m以上とすること。

イ 梯子車等が右折又は左折するために必要な通路等の隅切りをすること。

(5) 梯子車が有効に架梯できない場合の通路等の確保については、市と協議すること。

### 3 屋上緊急離着陸場等設置指導基準

軒高 31mを超える建築物又は高度医療施設は、別に定めるヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準に基づき緊急離着陸場等を設置すること。

### 4 施設の維持管理

開発事業により設置した消防の用に供する施設の維持管理は、施設管理者において行うこと。

(單位mm)



## 第6章 ごみ集積施設、自動車駐車場、自転車駐車場

### 1 ごみ集積施設の設置基準

#### (1) 位 置

- ① 公道に面していること。なお、交差点及び横断歩道から5メートル以内に設置しないこと。
- ② ごみ収集車両が容易に駐停車できるよう、ガードレール、街路樹等の植栽、電柱の前又は道路と極端な段差がある場所にごみ集積施設を設置しないこと。
- ③ ①及び②により難しい場合は、必ず事前に市と協議を行うこと。

#### (2) 規模、形状および設置数

- ① ごみ集積施設の面積（内法面積）は、建設戸数に0.15平方メートル（ファミリータイプ、ワンルームタイプとも）を乗じたものとし、1.5平方メートル以上を基本とすること。
- ② ごみ集積施設の形状は、その奥行きが間口の概ね2分の1以下となるものとする。
- ③ 複数のごみ集積施設を設置する場合は、その合計面積が①を満たすものとする。
- ④ ①から③までの各号により難しい場合は、その開発事業の建物及び地形に基づき、必ず事前に市と十分に協議を行うこと。

#### (3) 構 造

- ① コンクリートブロック造り又はコンクリート造りで、公道に面した所は前面開放すること。
- ② まちの美観を高めるため、建物と調和した仕上がりや色彩とすること。また、可能な限り周囲に植栽をすること。
- ③ 水道栓を取り付け、排水溝を設置すること。
- ④ 側溝がU字溝の場合は、10トン耐圧のグレーチングを設置すること。なお、設置したグレーチングは事業者等において維持管理すること。
- ⑤ 門扉を取り付ける場合は、業務課と十分に協議すること。
  - ※ 開口部は、有効間口の3分の2以上とする。ただし、観音開きの扉は設置しないこと。
  - ※ 門扉は施錠しないこと。錠を取り付ける必要がある場合は、ごみ収集の際は必ず解錠しておくこと。（市では鍵等は預からない）
- ⑥ 屋根を取り付ける場合は、業務課と十分に協議すること。
  - ※ 高さは、最低2メートル以上とすること。
- ⑦ ①から⑥までの各号により難しい場合は、必ず事前に市と協議を行うこと。

#### (4) 小規模共同住宅に係る特例

住戸の数が10未満の共同住宅に限り、事前に市と協議を行い承認を得たうえで、ボックスやコンテナボックスをごみ集積施設として設置することができることとする。

### 2 機械式ごみ貯留排出施設の設置基準

#### (1) 定 義

機械式ごみ貯留排出施設とは、家庭生活に伴って排出される一般廃棄物のうち燃やすごみを機械的に貯留排出する装置（以下「機械式貯留装置」という。）を設置した建物で、収集車が直接この建物に寄り付ける施設（以下「機械式貯留施設」という。）をいう。

#### (2) 位 置

- ① 機械式貯留施設は、建物の敷地内に別棟で地上に設置し、収集車後部を機械式貯留装置の排出口に接することができ、かつ、収集作業中の収集車両が住民や他の車両の通行等の妨げにならないように十分なスペースを確保すること。
- ② 機械式貯留施設を敷地の奥に設ける場合、敷地内道路の幅を十分に確保するとともに、収集車両が他の道路に通り抜けできるか、容易に切り返しのできるスペースを確保すること。
- ③ 機械式貯留施設を、やむを得ず共同住宅の建物屋内に設置する場合には、収集車両が容易に直接この

施設まで乗り入れかつ退出できる通路、旋回場所及び必要な有効高を確保しなくてはならない。

- ④ 機械式貯留施設とは別に、燃やすごみ以外の排出場所として、その他ごみ置場を設置しなくてはならない。また、その他ごみ置場の面積については、機械式貯留装置に燃やすごみを貯留することにより排出するごみ量が減少することから、戸数×0.15㎡（世帯×指定袋大2袋）の内法面積に対して、概ね「3分の2程度」の面積を確保しなくてはならない。その他の取扱いについては通常の設定基準に準拠することとする。

(3) 構造・形状・設備

- ① 機械式貯留装置の周囲に囲いを設けるとともに、屋根等を設置し、外部からの進入による事故及びごみの飛散、流出等が防止でき、かつ、居住者の利用及び収集作業に支障のない構造とすること。
- ② 機械式貯留施設の面積については、機械式貯留装置の規模を考慮し適切な面積を確保すること。
- ③ 機械式貯留装置は、建物の規模、住宅の戸数及び収集頻度等を考慮し、排出量に応じた適切な容量（原則、戸数×0.0434㎡）を確保すること。
- ④ 機械式貯留施設前面の収集車寄り付き場所に、収集車の動線表示と停止のラインを引くこと、かつ収集車の停車時に車両の歯止めを使用するタイヤストッパー等を用意すること。
- ⑤ ごみの排出にあたっては、機械式貯留装置の排出口からベルトコンベア方式によって、収集車両に排出するものとし、収集車両の投入口とベルトコンベアが容易に接続できる形状にすること。
- ⑥ ベルトコンベアの幅は、収集車両の投入口の幅以内とし、高さは収集車両の投入口の高さに合わせて簡単に調整ができるものとする。
- ⑦ ベルトコンベアの下部にゴム板を設置するなど粉塵落下防止のための対策を行うこと。
- ⑧ ベルトコンベア部分及び床を綺麗に維持管理するための設備、水栓及び排水設備を設置すること。

(4) その他取扱い

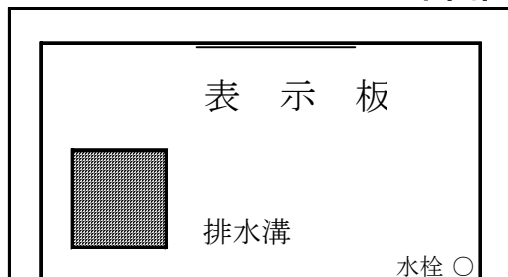
- ① ごみの投入口に投入禁止物を表示するなど、住民に対してごみの分別や排出マナーに関する啓発を行うこと。（処理施設で受け入れできないような間違った分別のごみの排出が継続するような場合は、収集できないことがある。）
- ② ごみの排出にあたり、機械式貯留装置の稼働立ち上げに必要な初期作業（鍵の差し込み等）は管理人等が行うこととする。ベルトコンベアの運転などの直接的なごみの排出操作については、原則、収集作業員が行うこととする。（鍵を市では預からない。）
- ③ 機械式貯留装置の日常の維持管理に関する費用、修理費、老朽化による入れ替え等の経費は全て建築主又は住民等が負担するよう計画すること。

ごみ集積施設に関するお問い合わせは 尼崎市経済環境局 環境部 業務課

Tel 06-6374-9999

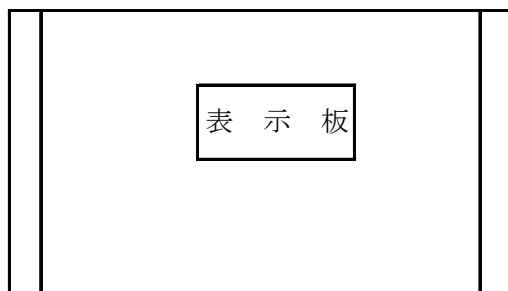
Fax 06-6409-1193

## ○ ごみ集積施設構造標準図 平面図



○ グレーチングは10t耐圧

## 立断面図



## ※ 集積施設の管理運営事項

住宅管理者及び入居者で行い次の事項を遵守すること。

- 新規入居の際の引越しごみ（臨時ごみ）は、有料となる。
- 収集日以外にごみを出さないこと。
- 集積施設及びその付近は、清潔にすること。
- 集積施設の付近及び進入路への駐車・障害物の放置を行わないこと。
- 集積施設の破損・老朽化により収集作業に支障をきたさないよう管理すること。

## ※ 尼崎市ごみ収集車ボディサイズ

|       | 長さ      | 高さ      | 幅       | ドアミラー含む |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 3.0t車 | 525 c m | 237 c m | 188 c m | 225 c m |
| 3.5t車 | 576 c m | 238 c m | 214 c m | 255 c m |
| ダンプ車  | 489 c m | 253 c m | 170 c m | 225 c m |

## 定期収集

### ○ 燃やすごみ

台所ごみ、紙くず、木くず、繊維くず  
革類、ゴム類、テープ（ビデオ・オーディオ）・CD  
レコード・ハンガー・プリンター  
プラモデル・ライター・チューブ容器  
カップ類・発泡スチロール・卵パック・その他

### ○ 紙類・衣類

紙類（新聞・雑誌・段ボール）  
衣類（着用可能な状態の物）

### ○ びん・缶・ペットボトル

びん、缶（スチール・アルミ）  
飲料用ペットボトル

### ○ 金属製小型ごみ

小型家電製品類・金属類・その他  
危険なもの（刃物類・ガラス類・スプレー缶・その他）

### ○ 大型ごみ（有料：300円/1点～1800円/1点）

家具・敷物・寝具・家電製品・自転車類・その他

### ○ 臨時ごみ（有料：5400円券1枚分/量2枚分で高さ180cmの立方体）

引越しごみ等で一時多量に出たごみは、有料で収集になります。

### ※ 「家電リサイクル法対象品目」

エアコン・ブラウン管テレビ・液晶・プラズマテレビ・電気冷蔵庫・  
電気冷凍庫・電気洗濯機・衣類乾燥機  
**市では収集しません。**

### ※ パソコン・二輪車（原付含む）

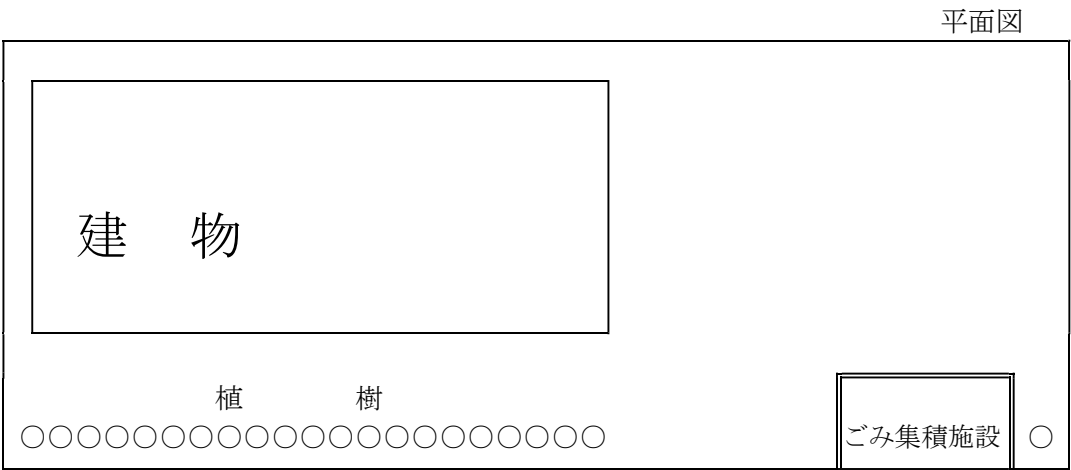
**市では収集しません。**

## 美しいまちづくりをめざして

- ごみは収集日の朝8時までに出して下さい。
- 正しく分別し、決められた日に出して下さい。
- ごみ袋は、「尼崎市指定袋」を使って下さい。
- ガラスの破片等は厚紙に包んで「キケン」の表示のうえ金属製小型ごみの日に出して下さい。
- スプレー類は必ず缶に穴を開けてガスを抜いてから金属製小型ごみの日に出して下さい。
- 新聞・雑誌・段ボールなどの紙資源は集団回収に協力するか、紙類・衣類の日に出して下さい。
- 着用可能な衣類は、指定袋に入れて、紙類・衣類の日に出して下さい。
- ごみの正しい分け方・出し方などの詳しい内容は、「尼崎市家庭ごみべんりちょう」でご確認下さい。

○ ごみ集積施設配置標準図

配置図

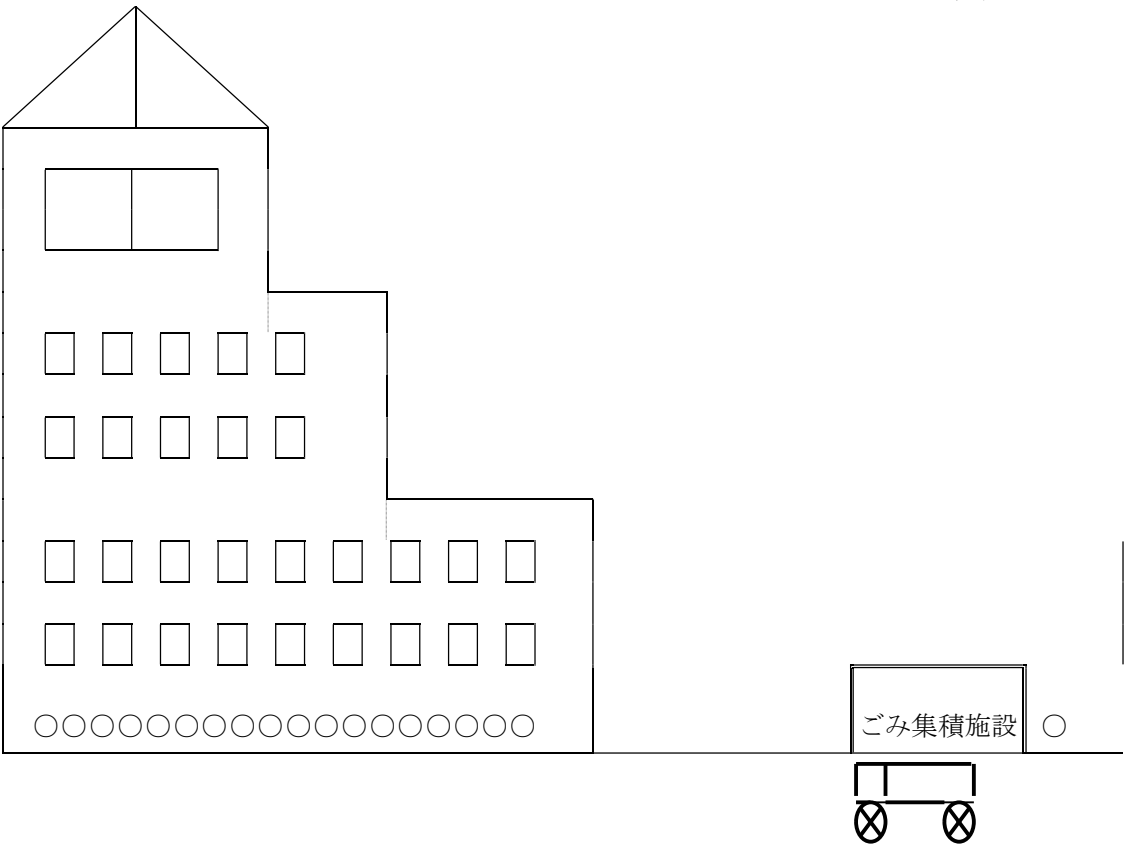


公道



ごみ収集車

立面図





## 2 自動車駐車場の設置基準

### (1) 事業施行区域が近隣商業地域及び商業地域以外の場合

- ① 計画戸数に2分の1を乗じて得た数に相当する台数以上の自動車駐車場を事業施行区域内又は区域外に設置すること。そのうち、事業施行区域内に設置する駐車場は、次表による台数以上とすること。

#### ア ワンルームマンション

| 戸数（戸） | 10～19 | 20～29 | 30・31 | 32・33 | 34・35 | 36以上   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 台数（台） | 2     | 3     | 5     | 6     | 7     | 戸数×1/4 |

#### イ ファミリーマンション

| 戸数（戸） | 10～14 | 15～17 | 18・19  | 20・21 | 22・23 | 24・25 |
|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 台数（台） | 3     | 4     | 6      | 7     | 9     | 10    |
| 戸数（戸） | 26・27 | 28・29 | 30以上   |       |       |       |
| 台数（台） | 12    | 13    | 戸数×1/2 |       |       |       |

上記の駐車台数計算に限り、ワンルームマンションのうち専有床面積が30㎡以上のものは、ファミリーマンションとみなし戸数計算すること。

#### ウ ワンルーム及びファミリーマンションの混合の場合は、以下のとおりとする。

- (ア) ワンルームの戸数の方が多い場合は、下記の戸数計算結果（小数点以下を四捨五入）に基づき、アの表による台数以上を設置すること。

ワンルーム戸数＋（ファミリー戸数×2）

- (イ) 同数又はファミリーマンションの戸数の方が多い場合は、下記の戸数計算結果（小数点以下を四捨五入）に基づき、イの表による台数以上を設置すること。

ファミリー戸数＋（ワンルーム戸数×1/2）

ただし、上記計算結果が10戸未満となる場合は、2台とする。

- ② 前号の規定により事業区域内に設置すべき駐車施設について、道路幅員が狭小で事業施行区域内に自動車が進入できない場合など、市長が当該区域内に設置することが著しく不適當であると認め承認した場合は、これらの規定にかかわらず、当該区域からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設置することができる。

### (2) 事業施行区域が近隣商業地域及び商業地域の場合

計画戸数に2分の1を乗じて得た数に相当する台数以上の自動車駐車場を事業施行区域内又は区域外に設置すること。

- (3) 設置に当たっては、「第1章道路」、尼崎市の環境をまもる条例第56条（自動車の出口及び入口）及び関係法令を遵守すること。

- (4) 駐車スペースは、原則、1台当たり12平方メートル以上の広さを確保すること。

- (5) 駐車の配列は、原則、縦列駐車等の計画ではなく、単独で出入りできる計画とすること。

### 3 自転車駐車場の設置基準

#### (1) 共同住宅の自転車駐車場

##### ① 基準の内容

- ア 自転車駐車場は、その共同住宅の敷地内に設置すること。
- イ 周辺の景観及び住環境を阻害しない配置及びデザインとすること。
- ウ 原則、自転車を道路から直接出入りして駐輪（串刺し駐輪等）できない構造とすること。
- エ その計画戸数の全ての住戸がワンルームタイプのものである共同住宅の自転車駐車場については、自転車1台当たりの駐車区画は、幅0.6メートル以上、奥行き1.9メートル以上とする。ただし、駐輪ラック等の製品を使用する場合は、この限りでない。
- オ その計画戸数の半数以上の住戸がファミリータイプのものである共同住宅の自転車駐車場については、幼児座席等が取り付けられている自転車が駐車されることを考慮し、少なくとも当該計画戸数に相当する台数については、②の本文に規定する要件を満たす駐車区画（以下「平置き駐車区画」という。）若しくはいわゆるスライドラック（自転車の出し入れ時に乗入れレールとその隣接する乗入れレールとの間隔を調節することができるものをいう。）による駐車区画（以下「スライドラック式駐車区画」という。）のいずれかによるもの又は平置き駐車区画及びスライドラック式駐車区画が併用されたものとする。
- カ その計画戸数の半数以上の住戸がワンルームタイプのものである共同住宅の自転車駐車場については、幼児座席等が取り付けられている自転車が駐車されることを考慮し、可能な限り、当該共同住宅におけるファミリータイプの住戸の戸数に相当する台数については、平置き駐車区画若しくはスライドラック式駐車区画のいずれかによるもの又は平置き駐車区画及びスライドラック式駐車区画が併用されたものとする。
- キ 平置き駐車区画にあっては、区画線の設置等により駐車区画を明確にするよう努めること。
- ク 来客者用の自転車駐車場については、路上に駐輪されない程度の台数を確保し、配置等については、入居者用と同様にすること。

##### ② 駐車区画

ア 計画戸数の過半の住戸がワンルームタイプである共同住宅の場合

| 駐車区画のタイプ                      | 駐車区画の大きさ（1台当たり）     |
|-------------------------------|---------------------|
| 平置き                           | 幅 0.6m以上、奥行き 1.9m以上 |
| 駐輪ラック等<br>(固定式及び2段式、スライドラック式) | 上記寸法から縮小可能          |

イ 計画戸数の半数以上の住戸がファミリータイプである共同住宅の場合

| 駐車区画のタイプ | 駐車区画の大きさ（1台当たり）     |
|----------|---------------------|
| 平置き      | 幅 0.6m以上、奥行き 1.9m以上 |
| スライドラック式 | 上記寸法から縮小可能          |

（ア）固定式及び2段式は、計画戸数に相当する台数を超える自転車駐車場を設置する場合のその超える分について設けることができる。

#### (2) 住宅及び共同住宅以外の自転車駐車場

##### ① 基準の内容

原則、自転車を道路から直接出入りして駐輪（串刺し駐輪等）できない構造とすること。ただし、近隣商業地域及び商業地域における小規模な店舗等（「尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例」の対象施設以外）は除く。

##### ② 駐車区画

- ア 自転車駐車場の配置計画については、周辺の道路交通の安全性に配慮すること。
- イ 駐車区画については「尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則」で定める設置基準を準用すること（※）。

（※）自転車駐車場（駐輪場）の附置義務に伴う設置届出「自転車駐車場設置基準及び配置例」